

第3編 風水害等編

風水害等編は、台風や大雨による洪水・高潮・土砂災害・風害、危険物等災害、不発弾等災害、海上災害、航空機事故災害及び道路事故災害等に対する応急対策計画及び復旧・復興計画である。

第1章 災害応急対策計画

災害応急対策計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、防災に関する組織、気象警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助救急及び交通輸送等について計画し、その迅速な実施を図るものである。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動に重要な時間帯であるため、救命・救助活動及びこの活動のために必要な人的・物的資源を優先的に配分する。さらに、避難対策、食料・飲料水等の必要な生活支援を行う。

当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、情報提供、二次災害の防止等の活動に拡大する。

第1節 組織・動員計画

項目	初動	応急	復旧	担当	
				主管部署	関係機関
第1 組織体制	○			総務対策部（基地・安全対策班）、各関係部	各関係機関
第2 配備動員体制	○			総務対策部（基地・安全対策班）、各関係部	

第1 組織体制

災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、応急対策を実施するための組織は、第2編・第1章・第1節「第1 組織体制」の定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

1 町本部設置に至らない場合の措置

(1) 緊急対応班

災害状況により災害対策準備体制をとる前に、本庁舎における迅速な対応が迫られ初動体制の確立を図る事前要員が必要な場合、防災監（総務部長）のもとに「緊急対応班」を置く。

この緊急対応班の班員は、原則として災害対策準備要員からの指定職員により、本庁舎若しくは所定の場所に集合する。

なお、緊急対応班の選任基準は以下のとおり行う。

区分	内容
選任者	基地・安全対策班（基地・安全対策課）で選任・指定する。
条件	原則として災害対策準備要員のうち、本庁舎若しくは所定の集合場所へ迅速な集合が可能な職員で構成する。

区 分	内 容
規 模	10名程度を選任する。 災害警戒本部（第1配備体制）が機能した時点で、緊急対応班は同体制に編入される。

(2) 災害警戒本部（第1配備体制）

気象情報等により災害の発生が予想される事態であるが、災害発生まで多少の時間的余裕があるとき、その他本節・第2「1 配備の指定及び区分」の配備基準に該当したときは直ちに第1配備体制をとる。

(3) 災害警戒本部（第2配備体制）

気象台から暴風、大雨、洪水その他の警報が発表されたとき、その他本節・第2「1 配備の指定及び区分」の配備基準に該当したときは直ちに第2配備体制をとる。

また、本町における災害対策本部（第3配備体制）の設置が必要とされた場合、災害警戒本部（第2配備体制）は同本部の設置に伴い編入される。

2 北谷町災害対策本部（第3配備体制）

町本部の組織、所掌事務は、第2編・第1章・第1節「第1 組織体制」の定めるところによるものとする。

風水害等の災害時における町本部の設置は、災害対策基本法第23条の2の規定により、以下の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、町長が設置する。

- 町の全域又は一部の地域に、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく暴風、大雨、洪水又は高潮等の警報が発表され、かつ重大な災害が発生するおそれがあるとき。
- 暴風、大雨その他の異常な自然現象により、町の全域又は一部の地域に重大な被害が発生したとき。
- 大規模な火事、爆発その他これらに類する事故により、町の全域又は一部の地域に重大な被害が発生したとき。
- 町の全域又は一部の地域に災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を要する災害が発生したとき。
- 上記のほか、町の全域又は一部の地域に発生した災害に対し特に強力かつ総合的な災害予防及び災害応急対策の実施を必要とするとき。

第2 配備動員体制

1 配備の指定及び区分

風水害等発生時の配備基準を基に、総務部長又は町長（本部長）は配備の規模を直ちに指定する。

ただし、総務部長及び町長（本部長）の指定がない場合でもその状況に応じ、各部長においてその配備を決定できる。この場合、各部長は直ちに総務部長又は町長（本部長）に

その旨を報告する。

配備は、概ね以下の基準により緊急対応班から第3配備体制まで区分する。

《風水害等災害時の配備基準と配備内容》

配 備	配備基準	配備内容
緊急対応班	災害状況により災害対策準備体制をとる前に、本庁舎における迅速な対応が迫られ初動体制の確立を図る事前要員が必要な場合、防災監（総務部長）のもとに「緊急対応班」を置く。	原則、災害対策準備体制要員のうち、本庁舎若しくは所定の集合場所へ迅速な集合が可能な職員で構成するものとし、10名程度を基地・安全対策班にて、選任・指定する。
【災害警戒本部】 第1配備体制 (災害対策準備体制)	① 気象情報等により災害の発生が予想される事態であるが、災害発生まで多少の時間的余裕があるとき。 ② その他特に総務部長が必要と認めたとき。	情報収集連絡のため、災害対策本部組織の本部員、各関係部・班の所要人員をもって当たるもので、状況により次の災害応急対策体制へ移行できる体制とする。
【災害警戒本部】 第2配備体制 (災害応急対策体制)	① 町の全域又は一部の地域に、気象業務法に基づく暴風、大雨又は洪水その他の警報の発表に伴い、災害に関する情報の収集・伝達等を特に強化して対処を要するとき。 ② 暴風、豪雨その他異常な自然現象により、町の全域又は一部の地域に、災害が発生するおそれがあり、警戒を要する場合 ③ その他特に町長が必要と認めたとき。	災害対策本部員組織の本部員、各関係部・班の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況に応じて次の非常体制に移行できる体制とする。
【災害対策本部】 第3配備体制 (非常体制)	① 町の全域又は一部の地域に、気象業務法に基づく暴風、大雨又は洪水その他の警報が発表され、かつ重大な災害の発生するおそれがあるとき。 ② 暴風、豪雨その他異常な自然現象により、町の全域又は一部の地域に、重大な被害が発生したとき。 ③ 大規模な火事、爆発その他これらに類する事故により、町の全域又は一部の地域に、重大な被害が発生したとき。 ④ 町に、災害救助法の適用を要する災害が発生したとき。 ⑤ その他特に町長が必要と認めたとき。	全職員が配備につく。

2 配備要員及び指名

(1) 配備要員

各対策班の配備要員及び所掌事務は、第2編・第1章「第1節 組織・動員計画」の別表2のとおりとする。ただし、この配備要員は災害の状況により、所属の班長において増減することができる。

(2) 配備要員の指名

各班長は、災害対策要員のうちから配備の規模に応じた配備要員をあらかじめ指名しておく。

また、各班長は、毎年5月1日現在で配備要員名簿を作成し、同月15日までに基地・安全対策班に提出する。

なお、配備要員に異動があった場合は、その都度修正し、提出する。

3 動員の方法等

(1) 配備の決定及び通知

本部長は、気象予警報等及び災害発生のおそれのある異常現象等の通報を受けた場合で大きな災害が発生するおそれがあると認めるときは、直ちに本部会議を招集し、災害対策要員の配備指定、その他応急対策に必要な事項を決定する。本部会議の招集に関する事務は、基地・安全対策班長が行う。

基地・安全対策班長は、本部が設置され対策要員の配備規模が決定されたときは、その旨を各部長に通知する。

(2) 職員の参集

通知を受けた各部長は、班長へその旨通知する。また、各部長が災害の状況に応じてその配備を決定したときは、直ちに各班長に通知するとともに、その人数を本部長（基地・安全対策班長）に報告する。

通知を受けた各班長は、直ちに班内の配備要員に対し、その旨通知する。

通知を受けた配備要員は、直ちに所定の配置につく。

各部長は、あらかじめ部内の非常招集系統を確立しておく。なお、非常招集系統については、配備要員名簿に併記し、基地・安全対策班に提出する。

【資料編】6-2 風水害等における職員参集フロー

(3) 夜間及び休日等における配備

ア 非常参集

各対策班の配備編成計画により参集が必要な職員は、夜間及び休日等の勤務時間外に災害が発生したとき、又は発生するおそれがあることを知ったときは、以後の状況の推移に注意し、所属の各部班と連絡をとり、又は自らの判断で所属機関に参集する。

また、全職員は、非常体制に対応する災害の発生又は発生するおそれがあることを知ったときは、自ら所属機関に参集する。

交通の途絶等により所属機関への参集が不可能な場合には、参集可能な町有施設等に参集し、応急対策に当たる。

イ 発災初期の災害対策要員の確保

発災初期の情報の収集・伝達、町本部の設置、防災関係機関との連絡調整等初動対応を迅速に行うため、あらかじめ本庁舎近隣居住職員の中から発災初期の災害対策要員（情報・初期対応要員）を指定する。

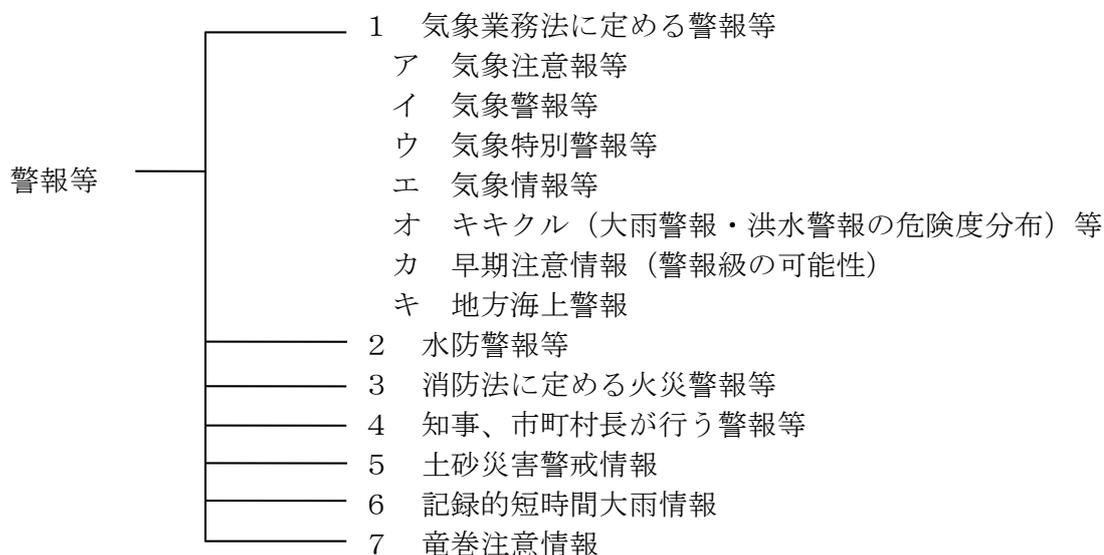
第2節 気象警報等の伝達計画

項目	初動	応急	復旧	担当	
				主管部署	関係機関
第1 警報等の種類及び発表基準	○			総務対策部（基地・安全対策班）	沖縄气象台、県
第2 警報等の発表及び解除の発表機関	○			総務対策部（基地・安全対策班）	沖縄气象台、県
第3 気象警報等の伝達	○			総務対策部（基地・安全対策班）	各関係機関
第4 災害が発生するおそれのある異常現象発見時の措置	○			総務対策部（基地・安全対策班）	各関係機関

災害の発生あるいは拡大を未然に防止するため、気象特別警報・警報・注意報及び気象情報等を迅速かつ的確に伝達し、災害発生の未然防止を期する。

なお、警報等の発表基準、伝達体制の住民に対する周知徹底及び現象発見時の措置等については以下により実施する。

第1 警報等の種類及び発表基準



1 気象業務法に定める警報等

(1) 気象特別警報・気象警報・注意報

本町における気象特別警報・警報・注意報等の発表基準、種類及び概要は、資料編「15-2 北谷町における警報・注意報の発表基準」及び「15-3 特別警報・警報・注意報の種類と概要」のとおりである。

【資料編】15-2 北谷町における警報・注意報の発表基準

【資料編】15-3 特別警報・警報・注意報の種類と概要

(2) 気象情報等

気象の予報等に関し、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報発表中に現象の経過や予想、防災上の留意点等を解説する場合等に発表する。気象情報の対象とする現象により、台風に関する情報、大雨に関する情報、潮位に関する情報等がある。

なお、台風情報で使用される台風の大きさ等は、以下のとおりである。

《台風情報で使用される台風の大きさ等》

台風の大きさ (風速 15 m/s 以上の半径)		台風の強さ (最大風速)	
大型	500km 以上 800km 未満	強い	33m/s 以上 44m/s 未満
超大型	800km 以上	非常に強い	44m/s 以上 54m/s 未満
		猛烈な	54m/s 以上

※ 上表の基準以外の台風は単に「台風」と表現する。

(3) キキクル (大雨警報・洪水警報の危険度分布) 等

警報、注意報や気象情報で災害に対して注意警戒を呼び掛ける。警報が発表された市町村域のうち、実際に土砂災害や水害発生の危険度が高まっている場所は、キキクル (危険度分布) で色分けして表示する。例えば土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布) では、特に「極めて危険」 (濃い紫色) が出現した場合、土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域等では、過去の重大な土砂災害発生時に匹敵する極めて危険な状況となっており、命に危険が及ぶような土砂災害がすでに発生していてもおかしくない状況である。内閣府の「避難情報に関するガイドライン」では「土砂災害の危険度分布において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域等に避難情報を発令することを基本とする」とされている。

また、内閣府の「避難情報に関するガイドライン」では、高齢者等避難の発令基準の設定例として、例えば、水位周知河川においては、一定の水位を超えた状態で、キキクル (洪水警報の危険度分布) で「警戒 (赤)」が出現 (流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達) し、急激な水位上昇のおそれがある場合が挙げられている。

なお、キキクル (大雨警報・洪水警報の危険度分布) 等の概要は、以下のとおりである。

《警報の危険度分布等の概要》

種 類	概 要
土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布)	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1 km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。2 時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報 (土砂災害) や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
浸水キキクル (大雨警報 (浸水害) の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1 km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。1 時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報 (浸水害) 等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

種類	概要
洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

(4) 早期注意情報(警報級の可能性)

警報級の現象が5日先までに予測されているときに、その可能性について[高]、[中]の2段階で発表される。

当日から明日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(本島中南部など)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(沖縄本島地方など)で発表される。

(5) 地方海上警報

海上の船舶の安全確保を図るため、定められた海域(海上予報区)に対して強風や視程障害等の現象の実況及び予想(24時間以内)がある場合、沖縄气象台が発表する。

ア 地方海上予報区の範囲と細分名称

a 沖縄气象台担当地方海上予報区
沖縄海域(SEA AROUND OKINAWA)

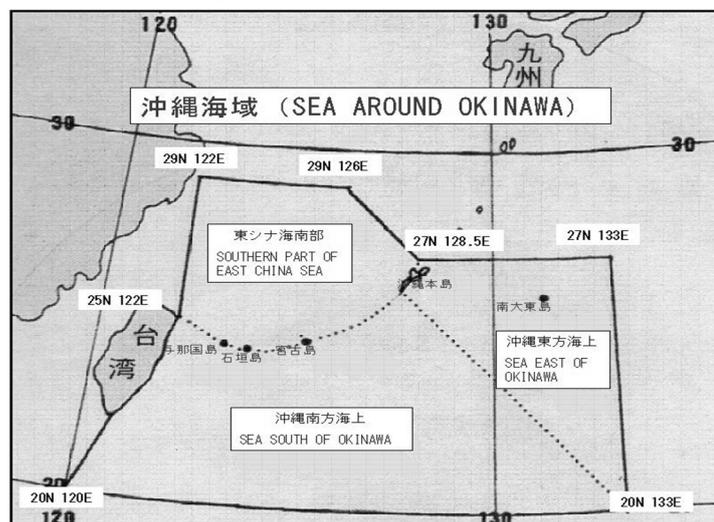
b 細分名称

沖縄東方海上(SEA EAST OF OKINAWA)

東シナ海南部(SOUTHERN PART OF EAST CHINA SEA)

沖縄南方海上(SEA SOUTH OF OKINAWA)

《沖縄海域(SEA AROUND OKINAWA)》



イ 地方海上警報の種類と発表基準

地方海上警報の種類と発表基準は、以下のとおりである。

《地方海上警報の種類と発表基準》

地方海上警報の種類	発表基準
カヅ ヨウケイホウシ 海上警報なし（英文 NO WARNING）	警報をする現象が予想されない場合又は継続中の警報を解除する場合
カヅ ヨウノウムケイホ 海上濃霧警報（英文 FOG WARNING）	濃霧により視程が 500m 以下（0.3 カリ以下）
カヅ ヨウカセケイホ 海上風警報（英文 WARNING）	最大風速が 13.9m/s 以上 17.2m/s 未満 （28 ノット以上 34 ノット未満）
カヅ ヨウキョウフウケイホ 海上強風警報（英文 GALE WARNING）	最大風速が 17.2m/s 以上 24.5m/s 未満 （34 ノット以上 48 ノット未満）
カヅ ヨウホウフウケイホ 海上暴風警報（英文 STORM WARNING）	最大風速が 24.5m/s 以上 （48 ノット以上）
カヅ ヨウタイフウケイホ 海上台風警報（英文 TYPHOON WARNING）	台風による風の最大風速が 32.7m/s 以上（64 ノット以上）

2 水防警報等

(1) 水防活動用気象警報等

水防活動に資するため水防機関に対して行なわれる水防活動用の警報・注意報は1の

(1)に定める気象特別警報・警報・注意報が発表されたとき、これによって代替される。

水防活動用気象警報・注意報	代替警報・注意報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報
水防活動用津波注意報	津波注意報
水防活動用津波警報	津波警報又は津波特別警報（大津波警報の名称で発表）
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用高潮警報	高潮警報又は高潮特別警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報

(2) 水防警報

水防警報とは、洪水、津波又は高潮等によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

(3) はん濫警戒情報

県は、県指定の水位情報周知河川において避難判断水位に達した場合、沖縄県水防計画に基づいて関係市町村等にはん濫警戒情報を伝達する。

町は、河川水位、はん濫警戒情報等を参考にしつつ、河川の状況や気象状況等も併せて総合的に判断し、避難情報を発令する。

また、町防災計画に、水位周知河川の浸水想定区域ごとに、住民、要配慮者利用施設の管理者等へのはん濫警戒情報の伝達体制を規定する。

3 消防法に定める火災警報等

(1) 火災警報

町長は、消防法の規定により知事から火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険であると認めたときに火災警報を発令することができる。警報の発令に当たっては、ニライ消防本部と連携を図った上で実施する。

(2) 火災気象通報

県と沖縄気象台との「沖縄地方における火災気象通報に関する協定」に基づき、沖縄気象台が担当区域に火災気象通報を行う。

火災気象通報は、沖縄気象台が発表する「乾燥注意報」又は「強風注意報」の発表基準と同一の基準で行われる。

4 知事又は町長が行う警報等

知事は、沖縄気象台その他の国の機関から災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、又は自ら災害に関する警報をしたときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置については関係機関に対し必要な通知又は要請を行う。

町長は、災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報又は警報を知ったとき、若しくは自ら災害に関する警報をしたときは、町防災計画の定めるところにより当該予報、警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他の関係ある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において必要があると認めるときは、町長は、住民その他の関係のある公私の団体に対し予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置等について必要な通知又は警告を行う。

5 土砂災害警戒情報

県と沖縄気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に土砂災害発生の危険度がさらに高まった時、市町村長が避難指示を発令する際の判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村ごとに土砂災害警戒情報を発表する。なお、これを補足する情報として、実際に危険度が高まっている場所が土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認できる。土砂災害警戒情報と土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）の「非常に危険」（うす紫）は、危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。

町長は、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、個別の土砂災害警戒区域・土砂災害危険箇所等の状況や気象状況も併せて総合的に判断し、発令対象地域を絞り込み避難指示を発令する。

また、土砂災害警戒区域・危険箇所内の自治会・自主防災組織及び要配慮者利用施設の管理者等に対し、緊急速報メール（エリアメール）、防災行政無線、ホームページ、LINE、広報車、電話、FAX、テレビ、ラジオ等により土砂災害警戒情報に関する情報を伝達する。

6 記録的短時間大雨情報

県内で大雨警報発表中に、キキクルの「非常に危険」（うす紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っていることを意味しており、実際に災害発生の危険度が高まっている場所がキキクルで確認できる。

7 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、沖縄気象台が受け持つ一次細分区域単位で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所が竜巻発生確度ナウキャストで確認できる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を「目撃情報あり」の竜巻注意情報が発表される。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

第2 警報等の発表及び解除の発表機関

警報等の発表及び解除は以下の機関で行う。

警報等の種類	発表機関名	対象区域
大雨注意報	沖縄気象台	北谷町
洪水 //		
強風 //		
波浪 //		
高潮 //		
濃霧 //		
雷 //		
乾燥 //		
霜 //		
低温 //		
大雨（土砂災害、浸水害）警報		
洪水 //		
暴風 //		
波浪 //		
高潮 //		
大雨特別警報		
暴風 //		
波浪 //		
高潮 //		

警報等の種類	発表機関名	対象区域
記録的短時間大雨情報（発表のみ）	気象庁	北谷町
竜巻注意情報（発表のみ）	気象庁	本島中南部（一次細分区域）
火災警報	町長	北谷町
水防警報	知事	河川、湖沼又は海岸
土砂災害警戒情報	県及び沖縄気象台	北谷町

第3 気象警報等の伝達

1 警報等の受領責任及び伝達方法

関係機関から通報される警報等は、総務対策部基地・安全対策班（以下、「基地・安全対策班」という。）において受領し、迅速、確実な情報収集を行う。

警報等を受領した基地・安全対策班長は、大きな災害の発生が予想される時又は大きな災害の発生を知った時は、直ちに町長（本部長）に報告する。

警報等を受領した基地・安全対策班は、以下の事項について記録（文書）する。

また、防災関係機関及び各事業所等は、気象警報等について携帯電話、ラジオ、インターネット等により積極的に情報収集を行う。

- | | |
|-------------------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> 警報等又は災害の種類 | <input type="checkbox"/> 発表又は発生の日時 |
| <input type="checkbox"/> 警報等又は災害の内容 | <input type="checkbox"/> 送話者及び受話者の職・氏名 |
| <input type="checkbox"/> その他の必要な事項 | |

2 「NTT西日本及び東日本」に通知する警報等

(1) 警報の種類

沖縄気象台が「NTT西日本及びNTT東日本」に通知する警報の種類は、暴風警報、暴風特別警報、大雨警報、大雨特別警報、高潮警報、高潮特別警報、波浪警報、波浪特別警報及び洪水警報である。

(2) 通知の方法

気象庁と「NTT西日本及びNTT東日本」をオンライン接続することにより、沖縄気象台が発表する警報事項をNTT西日本及びNTT東日本に通知する。

第4 災害が発生するおそれのある異常現象発見時の措置

気象、水象あるいは地象に関し異常現象を発見した者は、災害の拡大を未然に止めるため、その発見場所、状況及び経過等できるだけ具体的な情報を、以下により速やかに通報しなければならない。

1 通報を要する異常現象

異常現象とは、概ね以下に掲げる現象をいう。

《通報を要する異常現象》

事項	現象		
気象に関する事項	著しく異常な気象現象	強い突風、竜巻、激しい雷雨等	
地象に関する事項	土砂災害関係	土石流	山鳴りがする、川が濁り始める等
		がけ崩れ	がけに亀裂が入る、小石がバラバラ落ちてくる等
		地すべり	地面にひび割れができる等
水象に関する事項	異常潮位、異常波浪	著しく異常な潮位、波浪	

2 異常現象発見時の通報要領

異常現象を発見した者及び関係機関は、以下のとおり通報しなければならない。

(1) 発見者の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、災害の拡大を未然に防ぐため、その発見場所、状況、経過等をできるだけ具体的に町長、各担当地域の警察官又は海上保安官に通報する。

(2) 警察官、海上保安官等の通報

通報を受けた警察官又は海上保安官等は、直ちにその旨を町長に通報する。

(3) 町長の通報

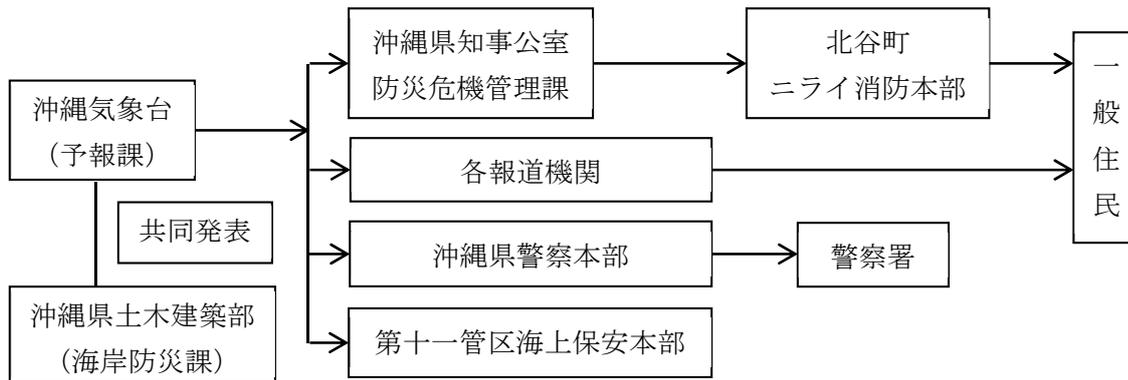
上記(1)及び(2)により通報を受けた町長は、異常発見者の通報系統図によりその旨を直ちに沖縄気象台及びその他関係機関に通報するとともに、できるだけその現象を確認し、事態の把握に努める。

気象警報等に関する情報の伝達系統は、以下に示すとおりである。

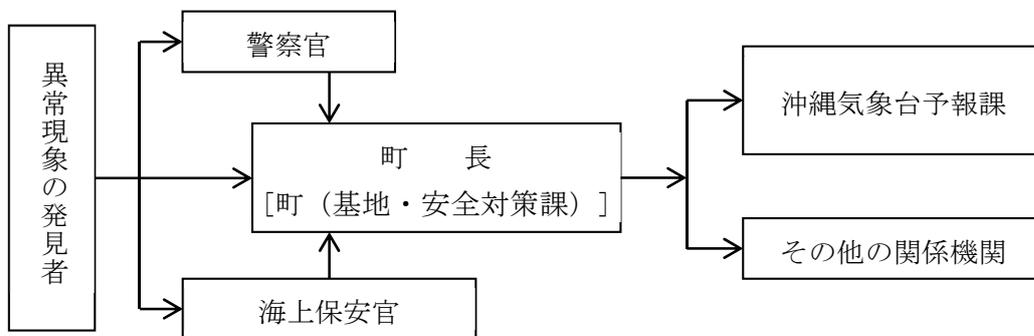
《地方海上警報等の伝達系統図》



《土砂災害警戒情報の伝達系統図》



《異常現象発見者の通報系統図》



第3節 災害通信計画

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当	
				主管部署	関係機関
第1 通信の協力体制	○			総務対策部（基地・安全対策班、秘書広報班、情報政策班）	各放送機関、NTT西日本、沖縄警察署、沖縄電力（株）、沖縄総合事務局、沖縄非常通信協議会
第2 通信設備の利用方法	○			総務対策部（基地・安全対策班、秘書広報班、情報政策班）	各放送機関、NTT西日本、沖縄警察署、沖縄電力（株）、沖縄総合事務局、沖縄非常通信協議会
第3 町における措置	○			総務対策部（基地・安全対策班、秘書広報班、情報政策班）	各放送機関、NTT西日本、沖縄警察署、沖縄電力（株）、沖縄総合事務局、沖縄非常通信協議会

気象警報等の伝達、災害情報等の収集、応急対策の指示及び伝達等災害時における通信は、第2編・第1章「第3節 災害通信計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第4節 災害状況等の収集・伝達計画

項目	初動	応急	復旧	担当	
				主管部署	関係機関
第1 防災関係機関の役割	○			総務対策部（基地・安全対策班）、消防対策部（消防班）、各関係部	各関係機関
第2 災害状況の収集	○			総務対策部（基地・安全対策班）、各関係部	各関係機関
第3 災害発生直後の第1次情報の報告	○	○		総務対策部（基地・安全対策班）	県、総務省消防庁、警察、ニライ消防本部
第4 災害報告	○	○		総務対策部（基地・安全対策班）	県、総務省消防庁、沖縄警察署、ニライ消防本部
第5 安否情報の提供	○	○		総務対策部（基地・安全対策班）、消防対策部（消防班）、各関係部	各関係機関

災害状況等の収集・報告は、第2編・第1章「第4節 災害状況等の収集・伝達計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

なお、町及びニライ消防本部は、災害発生時の第1次情報の報告を以下のとおり行う。

- 1 火災・災害等即報要領の直接即報基準に該当する一定規模以上の火災・災害等について、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、国（総務省消防庁）へその一報を報告するものとし、以後、即報様式に定める事項について、判明したものの中から、適宜、報告する。
- 2 ニライ消防本部は、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに消防庁及び県に報告する。
- 3 行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、町域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。
- 4 行方不明者が他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。

第5節 災害広報計画

項目	初動	応急	復旧	担当	
				主管部署	関係機関
第1 災害広報活動の実施責任者	○	○		総務対策部（基地・安全対策班、秘書広報班）、各関係部	県、各報道機関
第2 実施機関相互の連絡	○	○		総務対策部（基地・安全対策班、秘書広報班）、各関係部	県、各報道機関
第3 広報活動	○	○		総務対策部（基地・安全対策班、秘書広報班）、各関係部	県、各報道機関

災害時における情報及び被害状況等の広報は、第2編・第1章「第5節 災害広報計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

なお、本町における災害広報については、町防災計画の定めるところにより段階に応じて以下のような広報を行う。

1 警戒段階

台風等が接近し、大雨や洪水が予想される時期の広報は、以下のとおりである。

- ① 用語の解説、情報の取得先、住民等のとるべき措置
- ② 台風・気象情報
- ③ 水位情報（基準水位への到達、堤防高までの水位、排水ポンプの運転状況等）
- ④ 警報
- ⑤ 災害対策の状況（本部の設置、対策の現況と予定等）
- ⑥ 被災状況（浸水、道路冠水、土砂災害箇所等）
- ⑦ 道路・交通状況（渋滞、通行規制等）
- ⑧ 公共交通機関の運行状況
- ⑨ ライフラインの状況（利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、二次災害防止措置等）
- ⑩ 避難情報（準備情報）

2 初動段階

暴風、浸水、土砂災害が予測される時期の広報は、以下のとおりである。

- ① 避難情報（高齢者等避難、避難指示とその理由、指定緊急避難場所・指定避難所等）

3 応急段階

暴風、浸水、土砂災害等が収束した時期の広報は、以下のとおりである。

- ① ライフラインの状況（利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、復旧状況・見込み等）
- ② 医療機関の状況
- ③ 感染症対策活動の実施状況

- ④ 食料、生活必需品の供給予定
- ⑤ 災害相談窓口の設置状況
- ⑥ その他住民や事業所のとるべき措置

第6節 自衛隊災害派遣要請計画

項 目	初動	応急	復旧	担 当	
				主管部署	関係機関
第1 災害派遣を要請する場合の基準	○			総務対策部（基地・安全対策班）	県、自衛隊（陸上自衛隊白川分屯地・海上自衛隊沖繩基地隊）
第2 災害派遣要請	○			総務対策部（基地・安全対策班）	県、自衛隊（陸上自衛隊白川分屯地・海上自衛隊沖繩基地隊）
第3 知事への派遣要請の要求等	○			総務対策部（基地・安全対策班）	県、自衛隊（陸上自衛隊白川分屯地・海上自衛隊沖繩基地隊）
第4 派遣部隊の活動内容	○			総務対策部（基地・安全対策班）	自衛隊（陸上自衛隊白川分屯地・海上自衛隊沖繩基地隊）
第5 派遣部隊との連絡調整	○			総務対策部（基地・安全対策班）	県、自衛隊（陸上自衛隊白川分屯地・海上自衛隊沖繩基地隊）
第6 町が準備すべき事項	○			総務対策部（基地・安全対策班）	県、自衛隊（陸上自衛隊白川分屯地・海上自衛隊沖繩基地隊）
第7 災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官の権限等	○			総務対策部（基地・安全対策班）	自衛隊（陸上自衛隊白川分屯地・海上自衛隊沖繩基地隊）
第8 派遣部隊の撤収	○			総務対策部（基地・安全対策班）	県、自衛隊（陸上自衛隊白川分屯地・海上自衛隊沖繩基地隊）
第9 経費の負担区分等	○			総務対策部（基地・安全対策班）	県、自衛隊（陸上自衛隊白川分屯地・海上自衛隊沖繩基地隊）
第10 ヘリポートの準備	○			総務対策部（基地・安全対策班）	県
第11 自衛隊の自主派遣	○			総務対策部（基地・安全対策班）	県、自衛隊（陸上自衛隊白川分屯地・海上自衛隊沖繩基地隊）
第12 近傍災害派遣	○			総務対策部（基地・安全対策班）	県、自衛隊（陸上自衛隊白川分屯地・海上自衛隊沖繩基地隊）

災害時における自衛隊の派遣要請は、第2編・第1章「第6節 自衛隊災害派遣要請計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第7節 広域応援要請計画

項目	初動	応急	復旧	担当	
				主管部署	関係機関
第1 他都道府県等への応援要請	○			総務対策部（基地・安全対策班、総務班）、消防対策部（消防班）	県
第2 国等への応援要請	○			総務対策部（基地・安全対策班、総務班）、消防対策部（消防班）	県
第3 防災関係機関における応援要請	○			総務対策部（基地・安全対策班）、消防対策部（消防班）	県、ニライ消防本部、警察、ライフライン事業者
第4 海外からの支援の受入れ	○	○		総務対策部（基地・安全対策班、税務班）、消防対策部（消防班）	県
第5 県からの支援の受入れ	○	○		総務対策部（基地・安全対策班、総務班）、消防対策部（消防班）	県、各関係機関

大規模災害発生時において本町単独では十分な応急措置が実施できない場合の広域応援要請は、第2編・第1章「第7節 広域応援要請計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて行う。

第8節 避難計画

項目	初動	応急	復旧	担当	
				主管部署	関係機関
第1 避難の原則	○			総務対策部（基地・安全対策班）、各関係部	県、沖縄警察署、第十一管区海上保安本部（那覇海上保安部）、沖縄総合事務局
第2 風水害避難計画	○			総務対策部（基地・安全対策班）、各関係部	県、沖縄警察署、第十一管区海上保安本部（那覇海上保安部）等
第3 土砂災害警戒区域等避難計画	○			総務対策部（基地・安全対策班）、建設経済対策部（土木班）、消防対策部（消防班）	県、沖縄気象台等
第4 広域一時滞在		○		総務対策部（基地・安全対策班）、各関係部	県、関係市町村等

第1 避難の原則

避難の原則は、第2編・第1章・第8節「第1 避難の原則」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第2 風水害避難計画

大雨・洪水等の警報・注意報の発表に伴う対応及び留意事項は、以下のとおりとする。
なお、高齢者等避難、避難指示、避難誘導、避難者の収容等の事項は、本節「第1 避難の原則」によるものとする。

1 実施責任者

風水害から避難するための避難情報の提供、立退きの指示及び住家を失った被災者のための指定避難所の開設並びに指定避難所への収容保護の実施者（以下「避難措置の実施者」という。）は、第2編・第1章・第8節・第1「1 実施責任者」のとおりとする。

2 避難指示等の発令

避難指示等の運用については、第2編・第1章・第8節・第1「2 避難情報の運用」を踏まえて実施する。

町は、町風水害避難計画の定めにより、以下の点に留意して、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域・危険箇所等の住民及び要配慮者利用施設の管理者等に対し、避難指示等の発令に当たる。

なお、周囲の状況等により避難することがかえって危険を伴う場合で、かつ緊急を要す

ると認めるときは、基本法第60条第3項に基づき、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避等の緊急安全確保措置を指示することができる。

- (1) 全国瞬時警報システム（J-アラート）等により伝達を受けた大雨・洪水警報、土砂災害警戒情報、はん濫警戒情報等を地域衛星通信ネットワーク及び防災行政無線等により住民等への伝達に努める。
- (2) 避難情報の判断は、水防法の浸水想定区域については基準水位を、土砂災害警戒区域については土砂災害警戒情報を参考とする。また、地域の雨量・水位、上流域の雨量、河口部の潮位、沖縄気象台や河川管理者、砂防関係者の助言、現場の巡視報告及び通報等も参考にして、総合的かつ迅速に行う。

《避難情報の意味合いと判断の目安》

災害の状況	住民がとるべき行動	避難情報の種類	発令時の状況	住民に求める行動	判断基準
災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難	高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始）。ただし、地域の状況に応じて早めの避難が望ましい場合は、一般住民についても自主避難を開始。 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始 	<p>【災害共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害が発生するおそれがあるとき <p>【洪水浸水想定区域】</p> <ul style="list-style-type: none"> 洪水警報が発表され、引き続き水位上昇のおそれがあるとき など <p>【土砂災害警戒区域・土砂災害危険箇所等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大雨警報（土砂災害）が発表され、引き続き強い又は長い降雨が予想されるとき など
災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> 避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動 	<p>【災害共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 切迫した災害の前兆があるとき など <p>【洪水浸水想定区域】</p> <ul style="list-style-type: none"> 氾濫危険水位に到達したとき など <p>【土砂災害警戒区域・土砂災害危険箇所等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報が発表されたとき など
災害発生又は切迫	命の危険直ちに安全確保	緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき 	<ul style="list-style-type: none"> 高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保する 	<p>【災害共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害が発生し、又はまさに発生しようとし、命を守るため直ちに身の安全を確保する行動を要すると認めるとき <p>【洪水浸水想定区域】</p> <ul style="list-style-type: none"> 氾濫が発生するおそれが高まった場合 氾濫発生情報（洪水警報）が発表された場合 その他氾濫の発生が確認された場合 <p>【土砂災害警戒区域・土砂災害危険箇所等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難指示の発令時点より、災害の状況が著しく悪化し、緊急に避難を要すると認めるとき 土砂災害の発生が確認された場合

- (3) 警報、避難指示等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客、漁業従事者等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コミュニティFM放送、携帯電話及びワンセグ等のあらゆる手段の活用を図る。
- (4) 避難情報の伝達に当たっては、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫するなど、住民等の積極的な避難を喚起するように努める。
- (5) 災害対策本部のある本庁舎から、危険区域付近の状況を速やかに把握できない場合を想定し、危険区域近傍の支所長等が避難指示等を行えるように権限を委譲しておく。

3 避難場所

避難先は、町風水害避難計画で定められた、土砂災害警戒区域・危険箇所等以外の安全な場所とする。

4 住民等の避難誘導

避難誘導に当たっては、消防職員、消防団員、警察官及び町職員等、避難誘導や防災対応に当たる者の安全が確保されることを前提として、要配慮者、観光客、居住外国人を含む避難対象区域内の全ての者を対象とする。また、予想されるはん濫到達時間や交通規制を考慮する。

町は、必要に応じ、米軍との現地実施協定に基づき、米軍基地と連携して、米軍基地内へ避難誘導を行う。

5 船舶等の避難

第十一管区海上保安本部（那覇海上保安部）等は、台風接近等に伴い、港内及び周辺海域の船舶に対し作業等の中止、港外への避難を呼びかけるとともに、船舶の入港の制限、移動を命ずる等の規制を行う。

6 指定避難所の開設・収容保護

浸水や土砂災害等で住家を失った被災者は、指定避難所に収容する。指定避難所開設以降の対策は、第2編・第1章・第8節「第1 避難の原則」のとおりとする。

第3 土砂災害警戒区域等避難計画

土砂災害防止法又は「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）」により、土砂災害警戒区域又は急傾斜地崩壊危険区域に指定された区域（以下「土砂災害警戒区域等」という。）の警戒避難体制を定めて被害を軽減し、住民の安全を図る。

なお、避難指示、避難誘導、避難者の収容等の事項は、本節「第1 避難の原則」によるものとする。

1 土砂災害警戒区域等の概要

本町における土砂災害警戒区域等は、資料編「4-4 急傾斜地崩壊危険箇所」、「4-5 急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所」及び「4-6 土砂災害警戒区域の指定箇所」とおりである。

2 組織及び所掌事務

町は、本章「第1節 組織・動員計画」により、各対策班が緊密な連携のもとに警戒区域等における総合的な応急対策を行う。

3 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨等により土砂災害が発生するおそれのあるときに、町長が避難指示を発令する際の判断や住民の自主避難の参考とするため、県と沖縄気象台が共同して発表する防災情報である。

町は、防災情報提供システム（沖縄気象台）や県総合行政情報通信ネットワークからの提供により、速やかな避難対策に活用する。

4 土砂災害警戒区域等における警戒体制

町は、沖縄気象台における雨量観測結果等の情報を基準に、土砂災害警戒区域等の警戒体制をとるものとし、あらかじめ土砂災害ハザードマップ等により、土砂災害時における避難方法等の周知徹底を図るとともに、自主防災組織等を中心とした地域ぐるみの避難体制の確立など、円滑かつ迅速な避難を確保できる体制づくりに努める。

なお、自然現象のため不測の事態等も想定されることから、真に切迫した場合は、生命を守る最低限の行動の選択として、早めに自主避難するなどの選択も考慮する。

(1) 警戒体制基準雨量

区 分	基 準 雨 量	
第1警戒体制	大雨注意報	表面雨量指数基準：14 土壌雨量指数基準：133
第2警戒体制	大雨警報	(浸水害) 表面雨量指数基準：20 (土砂災害) 土壌雨量指数：191

(2) 警戒体制の内容

警戒体制別	活 動 内 容
第1警戒体制	危険区域の警戒、巡視及び必要に応じて避難準備を行うように広報する。
第2警戒体制	住民等に対し、警告及び事前措置の伝達（基本法第56条）、避難指示（同法第60条）等の処置を行う。

5 情報の収集

(1) 警戒区域等の警戒及び巡視

警戒区域等の警戒及び巡視は、消防班及び土木班が当たる。

(2) 警戒区域等の情報連絡員

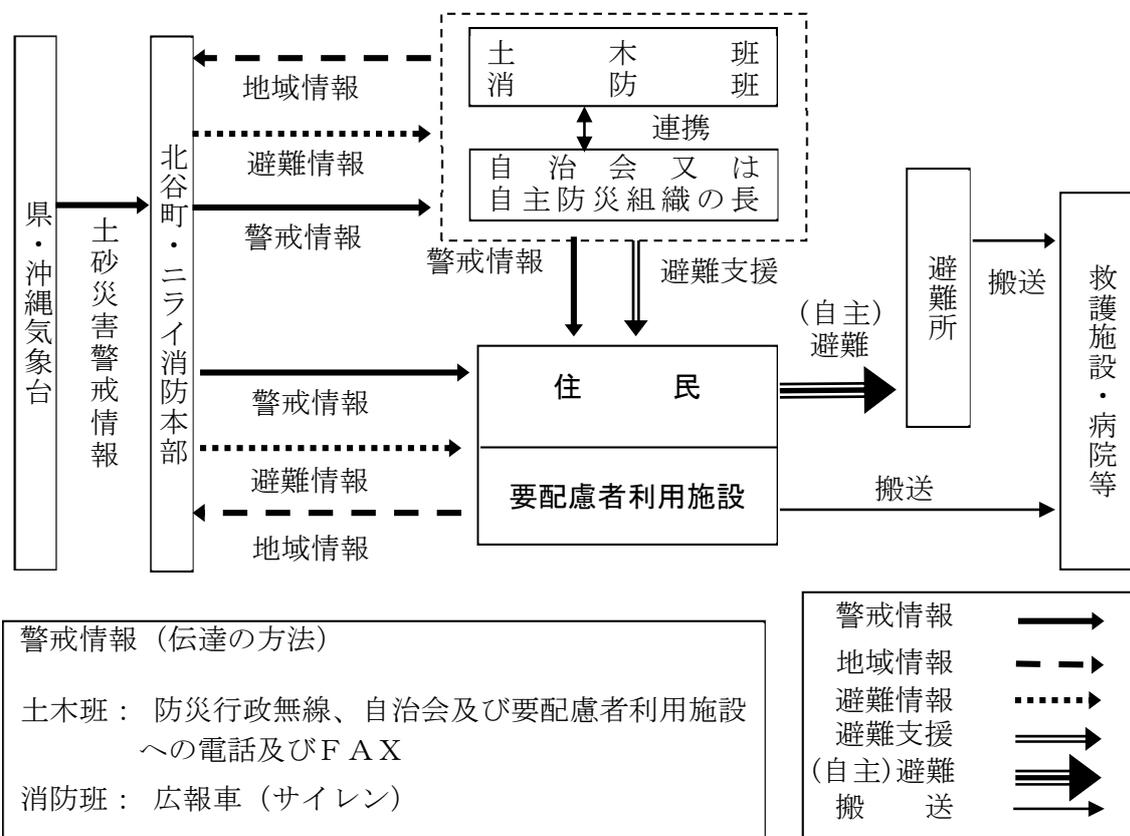
警戒区域等の異常現象及び災害情報を迅速に把握するため、消防班及び土木班において定める地元の連絡員と密接な連絡をとる。

6 情報の伝達

気象警報等及び危険区域の状況等、災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達は、本章「第2節 気象警報等の伝達計画」、「第4節 災害状況等の収集・伝達計画」及び「第5節 災害広報計画」のほか、以下の系統により、迅速、確実に行う。

なお、警戒区域等の情報の内容は急傾斜地の地表水、わき水、亀裂、竹木等の傾倒、人家等の損壊、住民及び滞在者の数等を報告する。

《土砂災害警戒区域等における情報収集及び伝達・避難体制の系統》



7 避難及び救助

災害から住民を保護するため避難の必要が生じた場合は、本章「第8節 避難計画」により避難指示等の処置を行う。

8 その他

その他、警戒区域等の災害応急対策に当たっては、第2章の各節に定める計画を総合的に運用し、対策に万全を期する。

【資料編】4-4 急傾斜地崩壊危険箇所

【資料編】4-5 急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所

【資料編】4-6 土砂災害警戒区域の指定箇所

第4 広域一時滞在

災害時の広域一時滞在は、第2編・第1章・第8節「第3 広域一時滞在」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第9節 観光客等対策計画

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当	
				主管部署	関係機関
第1 観光客等対策の実施責任者	○			総務対策部（基地・安全対策班、秘書広報班）、建設経済対策部（観光班）、消防対策部（消防班）	各関係機関
第2 避難情報の伝達及び避難誘導	○			総務対策部（基地・安全対策班、秘書広報班）、建設経済対策部（観光班）、消防対策部（消防班）	各関係機関
第3 避難収容	○			総務対策部（基地・安全対策班、秘書広報班）、建設経済対策部（観光班）、消防対策部（消防班）	各関係機関
第4 帰宅困難者対策	○			総務対策部（基地・安全対策班、秘書広報班）、建設経済対策部（観光班）、消防対策部（消防班）	各関係機関

災害時における観光客等の対策は、第2編・第1章「第9節 観光客等対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第10節 要配慮者対策計画

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当	
				主管部署	関係機関
第1 要配慮者対策の実施責任者	○			総務対策部（秘書広報班）、住民福祉対策部（福祉班、子ども家庭班、保健衛生班）、建設経済対策部（観光班）	町社会福祉協議会、社会福祉施設等
第2 避難行動要支援者の避難支援	○			住民福祉対策部（福祉班、子ども家庭班）	町社会福祉協議会、社会福祉施設等
第3 避難生活への支援	○			総務対策部（秘書広報班）、住民福祉対策部（福祉班、子ども家庭班、保健衛生班）、建設経済対策部（都市計画班）	町社会福祉協議会、社会福祉施設等
第4 外国人への支援	○			総務対策部（秘書広報班）、建設経済対策部（観光班）	町社会福祉協議会、社会福祉施設等

災害時における要配慮者対策は、第2編・第1章「第10節 要配慮者対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第11節 水防計画

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当	
				主管部署	関係機関
第1 町の水防組織	○			建設経済対策部（土木班）、 消防対策部（消防班）	県、沖縄気象台等

水防計画の策定にあたっては、災害時における水防活動従事者の安全確保に配慮するとともに、必要に応じて河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報提供等水防と河川管理の連携強化に努める。

第1 町の水防組織

1 基本方針

町は、水防法及び災害対策基本法の主旨に基づき、本町の地域における河川等の洪水又は津波等の水害から住民の生命、身体及び財産の保護を図る。

2 実施責任者

この計画の実施は、町長が行う。

3 水防従事の責任

(1) 水防管理団体の責任

水防管理団体は、この水防計画に基づき区域内の水防に対処するよう努めなければならない。

(2) 一般住民の水防義務

一般住民は、常に気象状況及び水防状況に注意し、水害が予想される場合は進んで水防に協力し、また、水防管理者、水防関係団体の長から出動を依頼された場合は水防に従事しなければならない。

4 水防組織

(1) 水防本部の設置

沖縄気象台より洪水、大雨、津波及び高潮発生のおそれのある気象警報等を受けたとき、又は町長が必要と認めたときからその危険が解消するまでは、水防本部を設置する。

なお、水防本部だけではその対応が困難と認めたときは、災害対策基本法第23条に基づく町本部を設置する。この場合、水防本部は町本部に編入される。

(2) 水防本部の組織構成

水防本部の組織構成は、以下のとおりとする。

- ア 本部長 町長
- イ 副本部長 副町長、教育長
- ウ 本部員 各部課長

(3) 水防本部連絡会議

- ア 水防本部に連絡会議を置き、本部員、その他本部長が必要と認めるものをもって構成し、本部長がこれを招集する。
- イ 連絡会議は、水防対策上重要な事項について協議する。

5 水防本部の所掌事務

水防本部の所掌事務は、町本部の所掌事務に準ずる。ただし、建設経済対策部土木班及び消防対策部の所掌事務は以下のとおりとする。

(1) 建設経済対策部土木班

- ア 水防本部の会議に関すること。
- イ 水害に関する気象予警報の受理、伝達に関すること。
- ウ 災害情報の受理、伝達に関すること。
- エ 河川、土木等に関する水害調査及び報告に関すること。
- オ 水防に係る応急仮設対策に関すること。
- カ その他、関係機関との連絡調整に関すること。

(2) 消防対策部消防対策班

水防に関する情報の収集、動員配備等の消防班の所掌事務は消防業務の性質上、消防署長に委ねる。

6 水防非常配備と出動

常時勤務から水防非常配備体制への切替を確実にを行うため、本部長は以下の要領により配備を指示する。

(1) 水防非常配備体制の種類

体制別	配 備 内 容
第1 配備体制	気象情報により警戒を必要とする場合、情報連絡に必要な人員を配備する。
第2 配備体制	水防対策を要する事態の発生が予想されるに至った場合、所属人員の半数を配備する。
第3 配備体制	情報を総合して事態が切迫し、第2 配備体制では処理困難な状態が認められるとき、完全水防体制のため所属人員全員を配備する。

(2) 非常登庁

水防対策本部員は常に気象の変化に注意し、非常配備体制の発令が予想されるときは進んで所属長と連絡をとり、又は自らの判断により登庁する。

7 水防対策巡視

土木班及び消防班は、県からの通報又はその他の方法により気象予警報等を知ったときは、危険が解消するまで絶えず河川、海岸堤防等を巡視しなければならない。

(1) 水位の通報

河川等の水位を逐次土木班、消防班に報告し、それぞれの管理者との情報交換に努める。

(2) 潮位の通報

海岸、漁港等の潮位の変動を絶えず監視し、危険潮位（平均潮位より2メートル以上）に達したときは、直ちに関係対策班、関係機関及び団体等に通報する。

8 避難のための立ち退き

洪水又は高潮等により著しい危険があると認めるときは、水防対策本部は水防法第2条に基づき、本章「第5節 災害広報計画」を併用し、本章「第8節 避難計画」に基づいて避難を実施する。

第12節 消防計画

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当	
				主管部署	関係機関
第1 消防計画の実施責任者	○			消防対策部（消防班）	総務省消防庁、ニライ消防本部、県
第2 相互応援計画	○			消防対策部（消防班）	総務省消防庁、ニライ消防本部、県、関係市町村等

災害時における消防活動は、第2編・第1章「第11節 消防計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第13節 救出計画

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当	
				主管部署	関係機関
第1 救出計画の実施責任者	○			消防対策部（消防班）	県、沖縄警察署
第2 救出の方法	○			消防対策部（消防班）	県、沖縄警察署
第3 救出用資機材の確保	○			消防対策部（消防班）	県、沖縄警察署、建設業組合、水道事業組合等
第4 惨事ストレス対策	○			消防対策部（消防班）	県、沖縄警察署、総務省消防庁等

災害時における救出活動は、第2編・第1章「第12節 救出計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第14節 医療救護計画

項目	初動	応急	復旧	担当	
				主管部署	関係機関
第1 医療救護計画の実施責任者	○			住民福祉対策部（保健衛生班）、消防対策部（消防班）	町内医療機関、中部地区医師会、日本赤十字社沖縄県支部、県等
第2 医療救護活動に関する組織体制	○			住民福祉対策部（保健衛生班）	町内医療機関、中部地区医師会、日本赤十字社沖縄県支部、県等
第3 情報収集と共有	○			総務対策部（秘書広報班）、住民福祉対策部（保健衛生班）	町内医療機関、中部地区医師会、日本赤十字社沖縄県支部、県等
第4 医療救護の実施	○			住民福祉対策部（保健衛生班）、消防対策部（消防班）	町内医療機関、中部地区医師会、日本赤十字社沖縄県支部、県等
第5 医療機関の活動	○			住民福祉対策部（保健衛生班）	町内医療機関、中部地区医師会、日本赤十字社沖縄県支部、県等
第6 傷病者の搬送	○			住民福祉対策部（保健衛生班）、消防対策部（消防班）	町内医療機関、中部地区医師会、日本赤十字社沖縄県支部、県等
第7 助産体制	○			住民福祉対策部（保健衛生班）	町内医療機関、中部地区医師会、日本赤十字社沖縄県支部、県等
第8 医薬品、衛生材料及び血液製剤等の確保	○			住民福祉対策部（保健衛生班）	町内医療機関、中部地区医師会、日本赤十字社沖縄県支部、県等
第9 被災者の健康管理とこころのケア	○			住民福祉対策部（保健衛生班）	町内医療機関、中部地区医師会、日本赤十字社沖縄県支部、県等
第10 集団的に発生する傷病者に対する救急医療対策	○			住民福祉対策部（保健衛生班）、消防対策部（消防班）	町内医療機関、中部地区医師会、日本赤十字社沖縄県支部、県等

災害時における医療救護は、第2編・第1章「第13節 医療救護計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第15節 交通輸送計画

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当	
				主管部署	関係機関
第1 交通規制の実施 責任者	○			総務対策部（基地・安全対策班）、建設経済対策部（土木班）	県公安委員会、沖縄警察署、第十一管区海上保安本部（那覇海上保安部）、県等
第2 交通の規制	○			総務対策部（基地・安全対策班）、建設経済対策部（土木班）	県公安委員会、沖縄警察署、県等
第3 緊急輸送	○			総務対策部（支援班）、消防対策部（消防班）	県公安委員会、沖縄警察署、第十一管区海上保安本部（那覇海上保安部）、県等
第4 広域輸送拠点の 確保	○			総務対策部（基地・安全対策班）、建設経済対策部（土木班）	県

災害時における交通の確保並びに罹災者、応急対策要員及び応急対策物資、資機材の緊急輸送は、第2編・第1章「第14節 交通輸送計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するほか、台風・大雨時は以下の対策を行う。

- 1 各道路管理者及び県警察は、災害警戒段階から緊密に連携し、それぞれ所管する道路あるいは地域における道路の巡視、点検を行い、被災状況等を把握するとともに、通行の禁止又は制限に関する情報を収集する。
特に、避難指示等が発表された場合は、避難対象地区の道路の浸水、土砂災害及び倒木等の被害状況を確認し、町に伝達する。
- 2 県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ及び車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

第16節 治安警備計画

項 目	初動	応急	復旧	担 当	
				主管部署	関係機関
第1 災害地における警察の任務	○			総務対策部（基地・安全対策班）	沖縄警察署
第2 災害時における警備体制	○			総務対策部（基地・安全対策班）	沖縄警察署

災害時における住民の生命、身体及び財産を保護し、社会秩序の維持を図るための治安警備活動は、第2編・第1章「第15節 治安警備計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第17節 災害救助法適用計画

項 目	初動	応急	復旧	担 当	
				主管部署	関係機関
第1 災害救助法適用計画の実施責任者	○			住民福祉対策部（福祉班）	県
第2 災害救助法の適用基準	○			住民福祉対策部（福祉班）	県
第3 災害救助法の適用手続	○			住民福祉対策部（福祉班）	県等
第4 災害救助法による救助の程度、方法、期間及び実費弁償の基準	○			住民福祉対策部（福祉班）	県

災害救助法に基づく被災者の救助は、第2編・第1章「第16節 災害救助法適用計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第18節 給水計画

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当	
				主管部署	関係機関
第1 給水計画の実施責任者	○			上下水道対策部（上下水道班）	各水道事業体等
第2 供給の方法	○			総務対策部（秘書広報班）、 上下水道対策部（上下水道班）	各水道事業体等
第3 医療施設等への優先的 給水	○			上下水道対策部（上下水道班）	各水道事業体等

災害のため飲料に適する水を得ることができない者に対する飲料水の供給は、第2編・第1章「第17節 給水計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第19節 食料供給計画

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当	
				主管部署	関係機関
第1 食料供給の実施 責任者	○			総務対策部（企画財政班、税務 班）、住民福祉対策部（子ども家 庭班）、教育対策部（教育協力班）	県
第2 食料の調達方法	○			総務対策部（企画財政班、税務 班）	町内販売業者、県、 農林水産所生産局、 沖縄総合事務局等
第3 炊出等の食品の 給与	○			住民福祉対策部（子ども家庭 班）、教育対策部（教育協力班）	県
第4 要配慮者等に配 慮した食料の給与	○			住民福祉対策部（子ども家庭 班）、教育対策部（教育協力班）	

災害時における被災者及び災害応急対策要員に対する食料の供給は、第2編・第1章「第18節 食料供給計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第20節 生活必需品供給計画

項 目	初動	応急	復旧	担 当	
				主管部署	関係機関
第1 生活必需品供給の実施責任者	○			総務対策部（税務班）、 住民福祉対策部（福祉班）	県
第2 給与又は貸与の方法・品目	○			総務対策部（税務班）、 住民福祉対策部（福祉班）	県
第3 物資の調達	○			総務対策部（税務班）、 住民福祉対策部（福祉班）	県等
第4 救援物資の受入れ	○			総務対策部（税務班）	県等

被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、第2編・第1章「第19節 生活必需品供給計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第21節 感染症対策、清掃対策、食品衛生監視及び動物の保護収容計画

項 目	初動	応急	復旧	担 当	
				主管部署	関係機関
第1 感染症対策	○	○		住民福祉対策部（保健衛生班）	中部保健所等
第2 保健衛生	○	○		住民福祉対策部（福祉班、保健衛生班）	中部保健所等
第3 清掃対策	○	○		住民福祉対策部（保健衛生班）	倉浜衛生施設組合等
第4 食品衛生監視	○			住民福祉対策部（保健衛生班）	中部保健所等
第5 犬等及び特定動物（危険動物）の保護・収容計画	○			住民福祉対策部（保健衛生班）	県、県警察、民間団体等
第6 ペットへの対応	○			住民福祉対策部（保健衛生班）	県、獣医師会、動物関係団体、ボランティア等

災害時における被災地の感染症対策、清掃対策、動物の保護収容等の対策は、第2編・第1章「第20節 感染症対策、清掃対策、食品衛生監視及び動物の保護収容計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第22節 行方不明者の捜索、遺体処理及び埋葬計画

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当	
				主管部署	関係機関
第1 行方不明者の捜索及び遺体の処理・埋葬の実施責任者	○	○		住民福祉対策部（住民班）、消防対策部（消防班）	沖縄警察署、第十一管区海上保安本部（那覇海上保安部）、県等
第2 行方不明者の捜索	○	○		消防対策部（消防班）	沖縄警察署、第十一管区海上保安本部（那覇海上保安部）、県等
第3 遺体の取扱い		○		住民福祉対策部（住民班）	沖縄警察署、県等
第4 遺体の埋（火）葬		○		住民福祉対策部（住民班）	県等
第5 広域火葬		○		住民福祉対策部（住民班）	県等
第6 災害救助法が適用された場合の被災者の救出、遺体の処理及び埋葬等		○		住民福祉対策部（住民班）	沖縄警察署、県等

災害により死亡したと推定される者の捜索、遺体の処理及び埋葬は、第2編・第1章「第21節 行方不明者の捜索、遺体処理及び埋葬計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第23節 障害物の除去・災害廃棄物処理計画

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当	
				主管部署	関係機関
第1 障害物除去等の実施責任者	○			建設経済対策部（土木班）、各関係班	県、第十一管区海上保安本部（那覇海上保安部）等
第2 障害物の除去	○			建設経済対策部（土木班、経済振興班）	県、第十一管区海上保安本部（那覇海上保安部）等
第3 災害廃棄物の処理	○			住民福祉対策部（保健衛生班）	県等

災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、材木等の障害物の除去及び災害廃棄物処理は、第2編・第1章「第22節 障害物の除去・災害廃棄物処理計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第24節 住宅応急対策計画

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当	
				主管部署	関係機関
第1 住宅応急対策の実施責任者		○		建設経済対策部（都市計画班）	県等
第2 応急仮設住宅の設置等		○		建設経済対策部（都市計画班）	県等
第3 住宅の応急修理		○		建設経済対策部（都市計画班）	県等
第4 住家の被災調査		○		総務対策部（基地・安全対策班、 税務班）、建設経済対策部（都市 計画班）	県等
第5 被災者台帳の作成		○		総務対策部（基地・安全対策 班）、住民福祉対策部（福祉班）	県等

住宅の応急修理、応急仮設住宅の確保等は、第2編・第1章「第23節 住宅応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第25節 二次災害の防止計画

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当	
				主管部署	関係機関
第1 二次災害防止計画の実施責任者	○			建設経済対策部（都市 計画班）	県
第2 被災建築物の応急危険度 判定	○			建設経済対策部（都市 計画班）	県
第3 被災宅地の危険度判定	○			建設経済対策部（都市 計画班）	県
第4 降雨等による水害・土砂 災害の防止	○			建設経済対策部（土木 班、経済振興班）	県、沖縄気象台、沖 縄総合事務局
第5 高潮、波浪等の対策	○			建設経済対策部（土木 班、経済振興班）	県等

住宅等の応急危険度判定、土砂災害や高潮等の二次災害防止対策は、第2編・第1章「第24節 二次災害の防止計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第26節 教育対策計画

項目	初動	応急	復旧	担当	
				主管部署	関係機関
第1 教育対策の実施責任者		○		教育対策部（全担当班）	県教育委員会、 県教育事務所
第2 応急教育対策		○		住民福祉対策部（福祉班）、教育 対策部（教育総務班、学校教育班）	県教育委員会、 県教育事務所
第3 学校給食対策		○		教育対策部（学校教育班、教育協 力班）	県教育委員会、 県教育事務所
第4 社会教育施設等の 対策		○		教育対策部（社会教育班、生涯学 習班）	県教育委員会、 県教育事務所
第5 罹災児童・生徒の保 健管理		○		教育対策部（学校教育班）	県教育委員会、 県教育事務所
第6 文化財の保護		○		教育対策部（文化教育班）	

災害時における応急教育対策は、第2編・第1章「第25節 教育対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第27節 危険物等災害応急対策計画

項目	初動	応急	復旧	担当	
				主管部署	関係機関
第1 石油類		○		総務対策部（基地・安全対 策班、秘書広報班）、消防 対策部（消防班）	沖縄警察署、県警察本部、第 十一管区海上保安本部（那覇 海上保安部）、県等
第2 高圧ガス類		○		総務対策部（基地・安全対 策班、秘書広報班）、消防 対策部（消防班）	沖縄警察署、県警察本部、第 十一管区海上保安本部（那覇 海上保安部）、県等
第3 火薬類		○		総務対策部（基地・安全対 策班、秘書広報班）、消防 対策部（消防班）	沖縄警察署、県警察本部、第 十一管区海上保安本部（那覇 海上保安部）、県等
第4 毒物劇物		○		総務対策部（基地・安全対 策班、秘書広報班）、消防 対策部（消防班）	沖縄警察署、県警察本部、第 十一管区海上保安本部（那覇 海上保安部）、県等

危険物等による災害については、第2編・第1章「第26節 危険物等災害応急対策計画」に定める対策を風水害や大規模事故等の特性を踏まえて、関係機関相互の密接な連携のもとに、災害の種類、規模、態様に応じた迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。

第28節 不発弾等対策計画

項目	初動	応急	復旧	担当	
				主管部署	関係機関
第1 不発弾等の処理体制	○	○		総務対策部（基地・安全対策班）	自衛隊（陸上自衛隊第15旅団・海上自衛隊沖縄基地隊）、沖縄警察署、県警察本部、第十一管区海上保安本部（那覇海上保安部）

第1 不発弾等の処理体制

不発弾等の処理は、概ね以下のとおりである。

1 陸上で発見される不発弾等の処理

- ア 発見者は、最寄りの交番又は警察署に通報し、沖縄警察署を通じて県警察本部に発見届出をする。
- イ 県警察本部長は、発見届出の都度、陸上自衛隊第15旅団長（第101不発弾処理隊）に処理要請を行う。
- ウ 第101不発弾処理隊は、必要に応じ現場調査を行い弾種及び発見場所の状況等を勘案して撤去計画を立てる。
- エ 小型砲弾等比較的危険度が少なく移動可能な弾種は、第101不発弾処理隊により回収し、一時保管庫へ搬入する。
- オ 爆弾等危険度が高いものは、発見現場で信管離脱後、一時保管庫へ搬入する。
- カ 信管離脱作業は非常な危険を伴うため、以下の対策を講じた上で実施する。

- 町は、関係機関と撤去日時、交通規制、避難計画等について協議するための処理対策会議を開催し、処理計画について十分な調整を図り、周知徹底する。
- 避難範囲を定め、その地域への交通を規制し、地域住民を避難させる。
- 町は、町長を本部長とする現地対策本部を設置する。

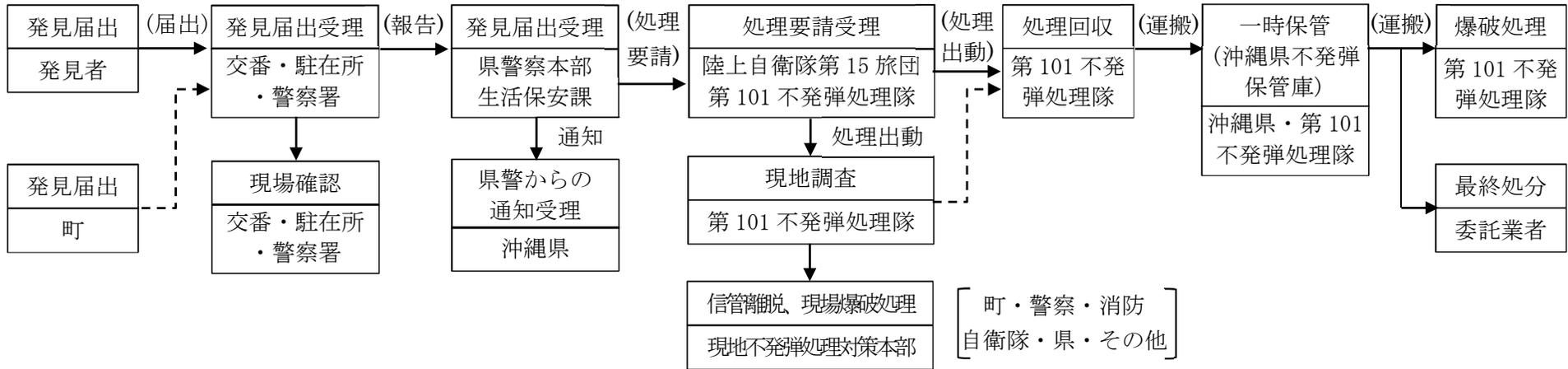
2 海中で発見される不発弾等の処理

- ア 発見者から通報を受けた第十一管区海上保安本部（那覇海上保安部）、知事、町長又は港湾管理者等は、海上自衛隊沖縄基地隊司令に処理要請を行う。
- イ 沖縄水中処分隊は現地調査を行い、関係機関と調整の上、撤去計画を立てる。
- ウ 危険度が少なく移動可能なものは沖縄水中処分隊により回収撤去し、一時保管庫へ搬入する。
- エ 危険度が高く移動困難なものは、現地対策本部を設置し、発見現場で爆破処理する。
- オ 爆破処理作業は、非常に危険を伴うため、以下の対策を講じた上で実施する。

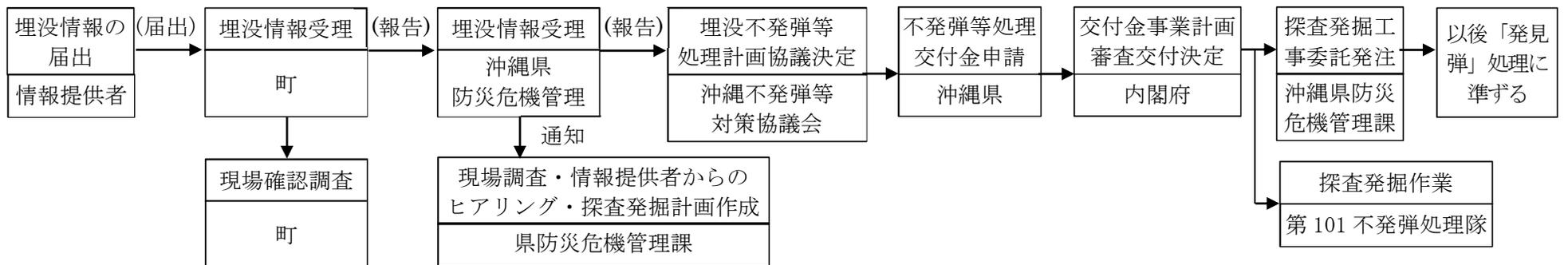
- 町は、関係機関と撤去日時、交通規制、通行船舶規制、避難計画等について協議するための処理対策会議を開催し、処理計画について十分な調整を図り、周知徹底する。
- 危険範囲を定め、その地域への船舶及び住民等の立ち入りを規制する。
- 町長を本部長とする現地対策本部を設置する。

《不発弾等処理業務の流れ（系統図）》

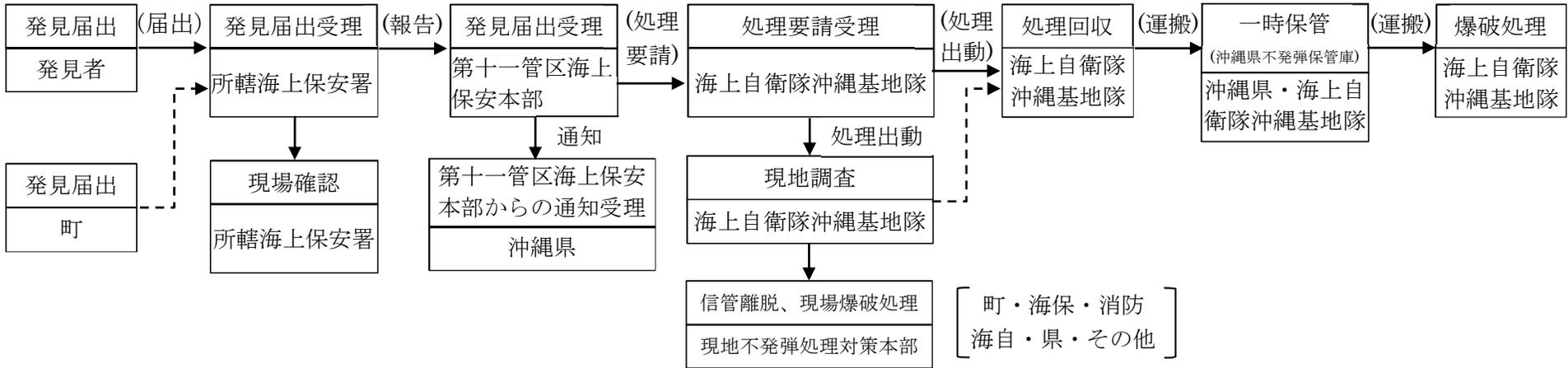
1. 発見弾（陸上部分）



2. 埋没弾（陸上部分）



3. 発見弾（海上部分）



第29節 在港船舶対策計画

項 目	初動	応急	復旧	担 当	
				主管部署	関係機関
第1 船舶の被害防止対策	○			総務対策部（基地・安全対策班）、建設経済対策部（経済振興班）、消防対策部（消防班）	第十一管区海上保安本部（那覇海上保安部）、沖縄総合事務局、沖縄警察署、北谷町漁業協同組合等
第2 高潮等避難	○			総務対策部（基地・安全対策班）、消防対策部（消防班）	各関係機関

災害時の在港船舶の安全確保は、第2編・第1章「第27節 在港船舶対策計画」に定める対策を基本に、高潮や海上警報等の状況を踏まえて実施する。

第30節 労務供給計画

項 目	初動	応急	復旧	担 当	
				主管部署	関係機関
第1 労務供給の実施責任者		○		総務対策部（総務班）	沖縄公共職業安定所等
第2 労務者の供給の方法		○		総務対策部（総務班）	沖縄公共職業安定所等
第3 災害救助法による賃金職員等の雇上げ		○		総務対策部（総務班）	沖縄公共職業安定所等
第4 従事命令、協力命令		○		総務対策部（総務班）	県警察、第十一管区海上保安本部（那覇海上保安部）、自衛隊（陸上自衛隊白川分屯地・海上自衛隊沖縄基地隊）等

災害時における労務者及び職員等の確保は、第2編・第1章「第28節 労務供給計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第31節 民間団体の活用計画

項 目	初動	応急	復旧	担 当	
				主管部署	関係機関
第1 民間団体活用の実施責任者	○			総務対策部(基地・安全対策班)、各関係班(各関係課)	
第2 協力要請	○			総務対策部(基地・安全対策班)、各関係班(各関係課)	

災害時における民間団体(青年団体、女性団体)の編成及び活動は、第2編・第1章「第29節 民間団体の活用計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第32節 ボランティア受入計画

項 目	初動	応急	復旧	担 当	
				主管部署	関係機関
第1 ボランティアの募集		○		住民福祉対策部(福祉班)	町社会福祉協議会、県社会福祉協議会、日本赤十字社沖縄県支部等
第2 ボランティアの受入れ		○		住民福祉対策部(福祉班)	町社会福祉協議会、県社会福祉協議会、日本赤十字社沖縄県支部等
第3 ボランティアの活動内容		○		住民福祉対策部(福祉班)	町社会福祉協議会、県社会福祉協議会
第4 ボランティアの活動支援		○		住民福祉対策部(福祉班)	町社会福祉協議会、県社会福祉協議会

防災ボランティアの募集、受入れ等は、第2編・第1章「第30節 ボランティア受入計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第33節 公共土木施設応急対策計画

項目	初動	応急	復旧	担当	
				主管部署	関係機関
第1 公共土木施設応急対策	○	○		建設経済対策部(土木班、経済振興班)	町内建設業者、県等
第2 施設の防護	○	○		建設経済対策部(土木班、経済振興班)	県、第十一管区海上保安本部(那覇海上保安部)等
第3 応急措置	○	○		建設経済対策部(土木班、経済振興班)	町内建設業者、県等
第4 応急工事	○	○		建設経済対策部(土木班、経済振興班)	町内建設業者、県等

災害時における道路及び港湾・漁港施設の応急対策は、第2編・第1章「第31節 公共土木施設応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第34節 ライフライン等施設応急対策計画

項目	初動	応急	復旧	担当	
				主管部署	関係機関
第1 電力施設応急対策	○	○		総務対策部(基地・安全対策班)	沖縄電力(株)
第2 ガス施設応急対策	○	○		総務対策部(基地・安全対策班)、消防対策部(消防班)	各ガス関係業者、(一社)沖縄県高圧ガス保安協会、警察、消防機関
第3 上水道施設応急対策	○	○		上下水道対策部(上下水道班)	町内給水工事指定店、沖縄県企業局、各水道事業体等
第4 下水道施設応急対策	○	○		上下水道対策部(上下水道班)	県等
第5 電気通信設備応急対策	○	○		総務対策部(基地・安全対策班)	電気通信関係機関

災害時の電力、ガス、上下水道、通信等の施設の応急対策は、第2編・第1章「第32節 ライフライン等施設応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第35節 農林水産物応急対策計画

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当	
				主管部署	関係機関
第1 農林水産物の対策		○		建設経済対策部（経済振興班）	沖縄県農業協同組合北谷支店、北谷町漁業協同組合、県等
第2 農産物応急対策		○		建設経済対策部（経済振興班）	沖縄県農業協同組合北谷支店、県等
第3 家畜応急対策		○		建設経済対策部（経済振興班）	沖縄県農業協同組合北谷支店、県等
第4 水産物応急対策		○		建設経済対策部（経済振興班）	北谷町漁業協同組合、県等

災害時における農産物、林産物、水産物及び家畜の応急対策は、第2編・第1章「第33節 農林水産物応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

なお、台風等により、農林水産物に甚大な被害をおよぼすおそれのあるときは、県が樹立する事前対策について指導を行う。

第36節 米軍との相互応援計画

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当	
				主管部署	関係機関
第1 相互連携体制の構築	○			総務対策部（基地・安全対策班）、消防対策部（消防班）	米軍、ニライ消防本部
第2 「災害時における沖縄県と在沖米軍との相互連携マニュアル」	○			総務対策部（基地・安全対策班）、消防対策部（消防班）	米軍、ニライ消防本部
第3 基地立入りに関する協定	○			総務対策部（基地・安全対策班）	米軍
第4 緊急時における消防車両の基地内通過に関する協定	○			消防対策部（消防班）	米軍、ニライ消防本部
第5 消防相互援助協約	○			消防対策部（消防班）	米軍、ニライ消防本部

風水害等における在沖米軍との災害協力は、第2編・第1章「第34節 米軍との相互応援計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第37節 海上災害応急対策計画

項目	初動	応急	復旧	担当	
				主管部署	関係機関
第1 連絡調整本部の設置		○		総務対策部(基地・安全対策班)、消防対策部(消防班)、各関係部	第十一管区海上保安本部(那覇海上保安部)、ニライ消防本部、県警察、県等
第2 第十一管区海上保安本部(那覇海上保安部)の実施事項		○		総務対策部(基地・安全対策班)、消防対策部(消防班)、各関係部	第十一管区海上保安本部(那覇海上保安部)、ニライ消防本部、県警察、県等
第3 その他関係機関の実施事項		○		総務対策部(基地・安全対策班)、消防対策部(消防班)、各関係部	第十一管区海上保安本部(那覇海上保安部)、ニライ消防本部、県警察、県等
第4 災害復旧・復興対策		○		総務対策部(基地・安全対策班)、消防対策部(消防班)、各関係部	第十一管区海上保安本部(那覇海上保安部)、ニライ消防本部、県警察、県等

災害対策基本法に定める災害、陸上の危険物貯蔵施設若しくは船舶からの大量の石油類等の危険物が海域へ流出し、海上火災その他の海上災害が発生した場合において、関係機関と緊密な連携を保ち、相互協力体制のもとに、人命及び財産の保護、海上安全の確保、流出油等の防除及び危険物の特性に応じた消火等の措置を講じて住民に及ぼす被害の局限及び拡大防止を図る。

第1 連絡調整本部の設置

海上事故により油等の危険物等が大量流出し、事故の規模や予想される被害の広域性等から応急対策の調整等を強力に推進するために特に必要があると認められるときは、国に海上保安庁長官を本部長とする警戒本部が設置される。

また、警戒本部が設置された場合は、現地に連絡調整本部が設置される。

連絡調整本部は、被害防止のためにとられた措置の概要、応急対策の状況把握及びこれらに関する関係機関と警戒本部との連絡調整等を行う。

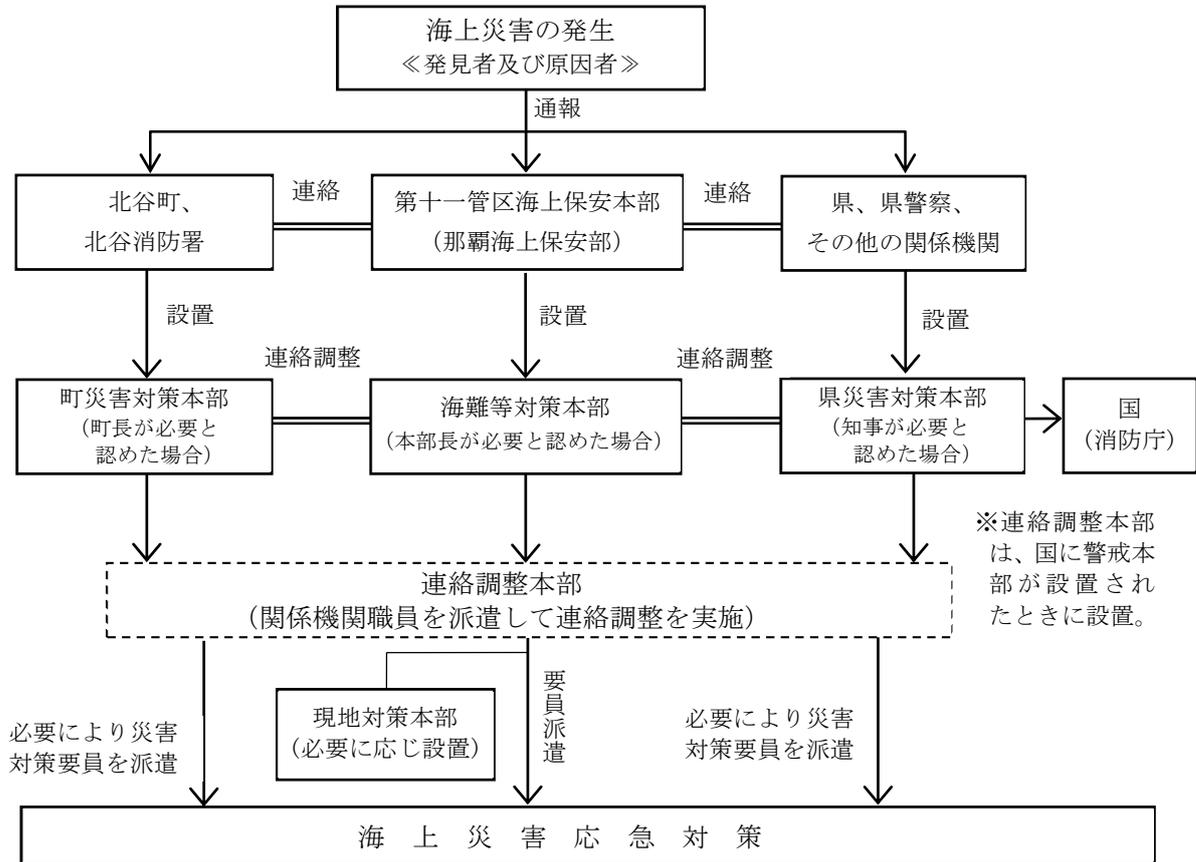
なお、連絡調整本部及びその事務局は、管区海上保安本部内に設置される。

《実施機関》

- (1) 第十一管区海上保安本部(那覇海上保安部)
- (2) 沖縄総合事務局
- (3) 沖縄気象台
- (4) 陸上自衛隊第15旅団
- (5) 海上自衛隊沖縄基地隊
- (6) 沖縄県
- (7) 沖縄県警察
- (8) 沖縄警察署
- (9) 北谷町及び北谷消防署

- (10) 日本赤十字社沖縄県支部
- (11) 事故関係企業等
- (12) 海上災害防止センター
- (13) その他関係機関及び団体

《海上災害発生時の通報系統》



※連絡調整本部は、国に警戒本部が設置されたときに設置。

第2 第十一管区海上保安本部（那覇海上保安部）の実施事項

第十一管区海上保安本部（那覇海上保安部）が実施する災害応急対策活動は、以下のとおりである。

1 非常体制の確立

管内を非常配備とし、以下の体制を確立する。

- 大規模海難等対策本部を設置する。
- 通信体制を強化し、必要ある場合は非常無線通信に協力し、通信の確保に努める。
- 巡視船艇・航空機により被害状況調査を実施する。
- 一般船舶の動静を把握し、必要ある場合は避難指示等や出入港の制限等の措置をとる。

2 警報等の伝達

船舶等に対する警報等の伝達は、以下により行う。

状 況	内 容
気象、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報の通知を受けたとき。	○航行警報、安全通報、標識の掲揚並びに船艇及び航空機での巡回等による速やかな周知 ○必要に応じ関係事業者への周知
航路障害物の発生、航路標識の異常等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき、若しくは船舶交通の制限又は禁止に関する措置を講じたとき。	○速やかな航行警報又は安全通報の実施 ○必要に応じ水路通報による周知
大量の油の流出等により船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったとき。	○航行警報、安全通報並びに船艇及び航空機での巡回等による速やかな周知

3 情報の収集等

以下の事項に関し、関係機関等と密接な連絡をとるとともに、船艇・航空機等を活用し、積極的に情報収集活動を実施する。

災害が予想される状況	発 災 後
①在泊船舶の状況（船種別隻数、危険物積載船の荷役状況、旅客船の運航状況等） ②船舶交通の輻輳状況 ③船だまり等の対応状況 ④被害が予想される地域の周辺海域における船舶交通の状況 ⑤港湾等における避難者の状況 ⑥関係機関等の対応状況 ⑦その他災害応急対策の実施上必要な事項	①海上及び沿岸部における被害状況 ②被災地周辺海域における船舶交通の状況 ③被災地周辺海域における漂流物等の状況 ④船舶、海洋施設、港湾施設等の被害状況 ⑤水路、航路標識の異常の有無 ⑥港湾等における避難者の状況 ⑦関係機関等の対応状況 ⑧その他災害応急対策の実施上必要な事項

4 海難救助等

海難救助等を行うに当たっては、災害の種類・規模等に応じて合理的な計画を立て、二次災害防止等の措置を講ずる。

その際、救助・救急活動において使用する資機材については、原則として携行するものとするが、必要に応じて民間の協力を求めることにより、必要な資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

状 況	応急措置内容
船舶の海難、人身事故等が発生したとき	○巡視船艇・航空機による速やかな捜索救助
船舶火災又は海上火災が発生したとき	○巡視船艇等による速やかな消火活動 ○必要に応じて県及び町への協力要請

状 況	応急措置内容
危険物が排出されたとき	○周辺海域の警戒の厳重化 ○必要に応じて火災の発生防止、航泊禁止措置又は避難指示等の実施

5 緊急輸送

傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送については、必要に応じ又は要請に基づき、迅速かつ積極的に実施する。この場合、輸送能力を強化した災害対応型巡視船艇等の活用について配慮するものとし、輸送対象は以下のとおりである。

時 期	輸 送 対 象
第1段階 (避難期)	①救助・救急活動及び医療活動の従事者並びに医薬品等人命救助に要する人員及び物資 ②消防、水防活動等災害拡大防止のための人員及び物資 ③政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員等 ④負傷者等の後方医療機関への搬送 ⑤緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階 (輸送機能確保期)	①上記(避難期)の続行 ②食料、水等生命の維持に必要な物資 ③傷病者及び被災者の被災地外への輸送 ④輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第3段階 (応急復旧期)	①上記(第2段階)の続行 ②災害復旧に必要な人員及び物資 ③生活必需品

6 物資の無償貸付又は譲与

物資の無償貸付若しくは譲与について要請があったとき、又はその必要があると認めるときは「海上災害救助用物品の無償貸付及び譲与に関する省令」(昭和30年運輸省令第10号)に基づき、海上災害救助用物品を被災者に対し無償貸付、又は譲与する。

7 関係機関等の災害応急対策の実施に関する支援

関係機関及び本町の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において、沿岸部の陸上における救助・救急活動等について支援するほか、医務室を設備しているヘリコプター搭載型巡視船等による支援活動を実施する。

8 流出油等の防除

船舶又は海洋施設その他の施設から海上に大量の油等が流出したときは、以下の措置を講ずる。

なお、流出油等に係る防除作業は、流出した油等の種類及び性状、拡散状況、気象・海象の状況その他種々の条件によってその手法が異なるため、流出油等の漂流、拡散及び性

状の変化の状況について確実な把握並びに漂流予測に努め、流出油等による影響の評価を踏まえて、状況に応じた適切な防除方針を速やかに決定するとともに、関係機関と協力して、初動段階において有効な防除勢力の先制集中を図り、もって迅速かつ効率的に排出油等の拡散防止、回収及び処理が実施できるよう留意する。

状 況	措 置
災害発生初期段階	○有効な防除勢力の先制集中を図る。
防除措置を講ずべき者が行う防除措置を効果的なものとする。	○巡視船艇・航空機により、流出油等の状況、防除作業の実施状況等を総合的に把握し、作業の分担、作業方法等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。 ○必要に応じ海洋汚染等及び海上災害防止に関する法律第41条の2に基づき関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長、その他の執行機関に出動を要請し、防除措置を講ずる。
防除措置を講ずべき者が、措置を講じていないと認められるとき。	○防除措置を講ずべきことを命ずる。
緊急に防除措置を講ずる必要がある場合において、必要があると認められるとき。	○巡視船艇等に応急の防除措置を講じさせる。 ○関係機関等に必要な資機材の確保及び防除措置の実施について協力を要請する。 ○必要に応じ海上災害防止センターと調整する。

9 海上交通安全の確保

海上交通の安全を確保するため、以下に掲げる措置を講ずる。

安全確保の必要状況	措置内容
船舶交通の輻輳が予想される（海域において。）とき。	○必要に応じ船舶交通の整理、指導を行う。 ※この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。
海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ又は生じるおそれがあるとき。	○必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。
海難船舶又は漂流物、沈没船その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるとき。	○速やかに必要な応急措置を講ずる。 ○船舶所有者等に対し、除去その他船舶交通の危険も防止措置の実施の指導及び勧告を行う。
船舶交通の混乱を避ける場合。	○災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運行に必要と思われる情報について、無線機等を通じ船舶へ情報提供する。
水路の水深に異状を生じたと認められるとき。	○必要に応じ検測を行うとともに、応急標識を設置する等、水路の安全を確保する。
航路標識が損壊し、又は流出したとき。	○速やかに復旧する。 ○必要に応じ応急標識を設置する。
災害復旧・復興に係る工事作業船等の海上交通の安全を確保する場合。	○船舶交通の輻輳が予想される海域では、必要に応じ船舶交通の整理・指導を行う。 ○広範囲かつ同時に多数の工事が施工される場合、工事関係者に対し、工事施工区域・工事期間の調整等、事故防止に必要な指導を行う。

10 警戒区域の設定

人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認められるときは、警戒区域（災害対策基本法第63条）を設定し、巡視船艇等により、船舶に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行う。

また、警戒区域を設定したときは、直ちに最寄りの市町村長にその旨を通知する。

11 治安の維持

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ巡視船艇等及び航空機により以下の措置を講ずる。

- 災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。
- 警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。

12 危険物の保安措置

危険物の保安措置については、以下の措置を講ずる。

対 象	措 置
危険物積載船	○必要に応じ移動を命じ、若しくは航行の制限又は禁止
危険物荷役中の船舶	○荷役の中止等事故防止のため必要な指導
危険物施設	○危険物流出等の事故を防止するために必要な措置

13 非常処置

沿岸海域において排出された大量の特定油により著しく汚染され、海洋環境の保全に著しい障害を及ぼし、人の健康を害し、財産に重大な損害を与えるおそれのある場合において、緊急にこれらの障害を防止するため排出油等の防除措置を講ずる必要があるときは、以下の応急非常措置をとる。

- 油等が積載されていた船舶の破壊
- 油等の焼却
- 現場付近海域にある財産の処分等

第3 その他関係機関の実施事項

関係機関における海上災害応急対策の実施事項は、以下のとおりである。

関係機関	実施事項
沖縄総合事務局の役割	救援船舶のあっせん並びに海上輸送及び港湾荷役作業の円滑な実施に関する指導及び連絡調整
陸上自衛隊の役割	要請又は状況により自らの判断により部隊等を派遣して行う以下の事項 ○遭難者の救護 ○沿岸住民の避難に必要な支援 ○消火及び石油類の流出拡散防止並びに回収処理等の応急活動

関係機関	実施事項
海上自衛隊の役割	要請又は状況により自らの判断により部隊等を派遣して行う以下の事項 ○被害状況の調査 ○遭難者の救出・救護 ○死傷病者の救出・搬送 ○行方不明者の搜索 ○沿岸住民及び付近船舶の避難に必要な支援 ○人員・物資の輸送等 ○消火及び石油類の流出拡散防止並びに回収処理等の応急活動
県の役割	○沿岸市町村に対する情報の伝達及び応急対策上必要な指示 ○応急物資のあっせん及び輸送手段の調整 ○自衛隊、地方公共団体に対し応援要請、その他の応急措置 ○第十一管区海上保安本部（那覇海上保安部）の行う応急対策への協力 ○防除資機材及び消火資機材の整備 ○規模に応じ、災害対策本部等の設置 ○危険物施設に対する措置に関して市町村長からの要求に基づく指導又は助言 ○災害救助法適用に関する措置 ○的確な情報の収集及び関係機関への連絡通報 ○災害の状況及び監視結果等について適時公表及び事後の可能な限りでの環境への影響の監視評価の実施
町及び北谷消防署の役割	○沿岸住民に対する災害情報の周知、広報 ○沿岸住民に対する警戒区域の設定、火気使用の制限等危険防止のための措置 ○沿岸漂着の可能性のある油及び沿岸漂着油等の防除措置の実施 ○死傷病者の救出、援護（搬送、収容） ○沿岸及び地先海面の警戒 ○沿岸住民に対する避難指示等 ○消火作業及び延焼防止作業 ○その他海上保安官署等の行う応急対策への協力 ○防除資機材及び消火資機材の整備 ○事故貯油施設の所有者等に対する海上への石油等流出防止措置の指導 ○漂流油等防除に要した経費及び損失補償要求などの資料作成並びに関係者への指導
県警察の役割	○警備艇による油等の流出面パトロール、他船舶又は陸上からの火気、可燃物の投棄等危険行為の警戒及び取締まり ○危険防止又は民心安定のための広報活動 ○住民の避難誘導 ○避難地、避難場所、危険箇所等の警戒及び避難路等の確保 ○交通の秩序の維持及び通信の確保 ○人命救助の実施 ○災害情報の収集及び関係機関への伝達 ○海上災害に係る警備実施用資機材の整備の実施 ○関係防災機関の活動に関する支援
事故関係機関	○海上保安官署への事故発生の通報 ○遭難船舶乗組員の救助 ○現場付近の者又は船舶に対し注意喚起を実施 ○必要に応じ、付近住民に避難するよう警告

関係機関	実施事項
	<ul style="list-style-type: none"> ○消火活動等消防機関への協力 ○防除資機材及び消火資機材の整備並びに調達 ○災害対策連絡調整本部への責任者派遣
海上災害防止センター	<ul style="list-style-type: none"> ○船舶所有者等の利用に供するための油防除資機材の保有及び海上防災のための調査研究等災害予防の実施 ○海上災害が発生した際、海上保安庁長官の指示又は船舶所有者等の委託を受けて、油防除等の実施 ○県及び市町村等の災害復旧に当たっての助言
その他関係機関、団体	<p>自らの防災対策を講ずるとともに、他の機関から協力を求められた場合及び状況により必要と認めた場合は、海上保安官署、その他の関係機関の応急対策に協力する。</p>

第4 災害復旧・復興対策

被災地の復旧・復興に当たっては、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑に被災者の生活再建を支援できるように、町等と連携を図りつつ以下に掲げる対策を講ずる。

1 海洋環境の汚染防止

地震災害等により発生したがれき等の処理に当たっては、海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止のため適切な措置を講ずる。

2 海上交通安全の確保

災害復旧・復興に係る工事に関しては、工事作業船等の海上交通の安全を確保するため、以下に掲げる措置を講ずる。

- 船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じ船舶交通の整理、指導を行う。
- 広範囲にかつ同時に多数の工事関係者により工事が施行される場合は、工事関係者に対し、工事施行区域・工事期間の調整等、事故防止に必要な指導を行う。

第38節 航空機事故対策計画

項目	初動	応急	復旧	担当	
				主管部署	関係機関
第1 救助・応援等の対策活動	○			総務対策部(基地・安全対策班)、消防対策部(消防班)、各関係班	県、県警察、第十一管区海上保安本部(那覇海上保安部)、沖縄防衛局、自衛隊

この計画は、町及び町周辺での航空機事故を対象とし、速やかな救助・応援等の対策活動を実施することにより、災害を最小限に止めることを目的とする。特に、米軍基地が所在する町として、航空機事故が発生した場合に備え、その対策を示す。

第1 救助・応援等の対策活動

1 航空機事故が発生した場合

航空機事故が発生した場合には、米軍及び自衛隊の航空機事故連絡協議会（関係機関：別表のとおり）が定める「米軍及び自衛隊の航空機事故にかかる緊急措置要領」（以下「緊急措置要領」という。）により、主務機関によって、負傷者の救援、現場対策、財産被災者救援が実施されるため、町は主務機関への救助協力機関としての役割を担う。（下表参照）

(1) 米軍機事故被害者救急救助等任務分担区分表

任務内容		機関						
		県	北谷町	警察	消防	海保	防衛局	自衛隊
搜索活動	塔乗員、乗客、被害者等の搜索		○	◎	○	◎	○	○
消防救助活動	負傷者応急手当	○	○	○	◎	◎	○	○
	負傷者救助活動（救急班編成を含む）	○	○	○	◎	◎	○	○
	救急病院の引受確認	○	○	○	◎		○	
	より適切な病院への移送	○	○		○		◎	○
現場対策	消防活動	○	○	○	◎	◎	○	○
	現場の交通整理	○	○	◎	○	◎		
	財産保護または警備	○	○	◎	○	◎	○	
	現場保存			◎	○	◎	○	
その他	現場連絡所の設置	○	○	○	○	○	◎	
	住居被害者への仮住居あっせん提供	○	○				◎	
	住居被害者への生活必需品支給	○	○				◎	
	住民に対する広報	○	◎					

(注1) ◎印は主務機関を示す。

(注2) ○印は主務機関への援助協力機関を示す。

(注3) 海保の欄は、海上において航空機事故が発生した場合を示す。

(注4) 航空機事故等発生の場合の米軍の緊急活動については、在日米軍司令部と防衛施設庁(当時)との間の緊急救助体制に関する合意に基づいて行われる。

(2) 自衛隊機事故被害者救急救助等任務分担区分表

任務内容		機関	県	北谷町	警察	消防	海保	防衛局	自衛隊
捜索活動	塔乗員、乗客、被害者等の捜索			○	◎	○	◎		○
消防救助活動	負傷者応急手当	○	○	○	○	◎	◎	○	○
	負傷者救助活動(救急班編成を含む)	○	○	○	○	◎	◎		○
	救急病院の引受確認	○	○	○	○	◎		○	○
	より適切な病院への移送	○	○			○			◎
	消防活動	○	○	○	○	◎	◎	○	○
現場対策	現場の交通整理	○	○		◎	○	◎		○
	財産保護または警備	○	○		◎	○	◎		○
	現場保存				◎	○	◎		○
	現場連絡所の設置	○	○	○	○	○	○	○	◎
その他	住居被害者への仮住居あっせん提供	○	○					○	◎
	住居被害者への生活必需品支給	○	○					○	◎
	住民に対する広報	○	◎						

(注1) ◎印は主務機関を示す。

(注2) ○印は主務機関への援助協力機関を示す。

(注3) 海保の欄は、海上において航空機事故が発生した場合を示す。

(3) 緊急措置要領

ア 緊急通報の内容等

連絡責任者は、航空事故を知ったときは、直ちに関係機関に通報する。以下に掲げる事項について判明の都度行う。

- 事故の種類(墜落、不時着、器物落下等)
- 事故発生の日時、場所
- 事故機の種別、乗員数、積載燃料量の種類、量及び爆発物もしくは危険物積載の有無
- 事故現場の状況
- 被害の状況
- その他必要事項

イ 現地連絡所の設置

航空機事故等が発生した場合、関係機関が事故の規模、態様により「現地連絡所等」を設置したときは、相互に緊密な連絡に努める。

米軍機事故の場合は沖縄防衛局が、自衛隊機の場合は自衛隊が設置する現地連絡所が、事故に関する情報交換及び被災者救援に関する連絡等の円滑化に努める。

この場合において、他の関係機関は可能な限りこれに協力する。

《米軍及び自衛隊の航空機事故連絡協議会関係機関》

区分	関係機関
県	沖縄県
市町村	名護市 うるま市 沖縄市 宜野湾市 浦添市 那覇市 糸満市 豊見城市 南城市 金武町 嘉手納町 北谷町 西原町 与那原町 八重瀬町 南風原町 与那国町 久米島町 国頭村 東村 宜野座村 恩納村 読谷村 北中城村 中城村 伊平屋村 渡名喜村 伊江村 渡嘉敷村 座間味村 北大東村
消防	国頭地区行政事務組合消防本部 名護市消防本部 金武地区消防衛生組合消防本部 うるま市消防本部 沖縄市消防本部 比謝川行政事務組合ニライ消防本部 中城北中城消防本部 宜野湾市消防本部 浦添市消防本部 那覇市消防局 豊見城市消防本部 糸満市消防本部 東部消防組合消防本部 島尻消防組合消防本部
警察	沖縄県警察本部
海保	第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）
米軍	第18航空団 在沖米海兵隊 在沖米艦隊活動司令部
自衛隊	陸上自衛隊第15旅団 海上自衛隊第5航空群 航空自衛隊第83航空隊
内閣官房	沖縄危機管理官
防衛省	沖縄防衛局

2 町の組織体制（基地・安全対策課）

(1) 災害対策本部の設置

町内及び町周辺への航空機の墜落並びに町内へ航空機からの落下物による事故等の第一報が町に入った時点で、「災害対策本部」を設置し配備体制について検討する。

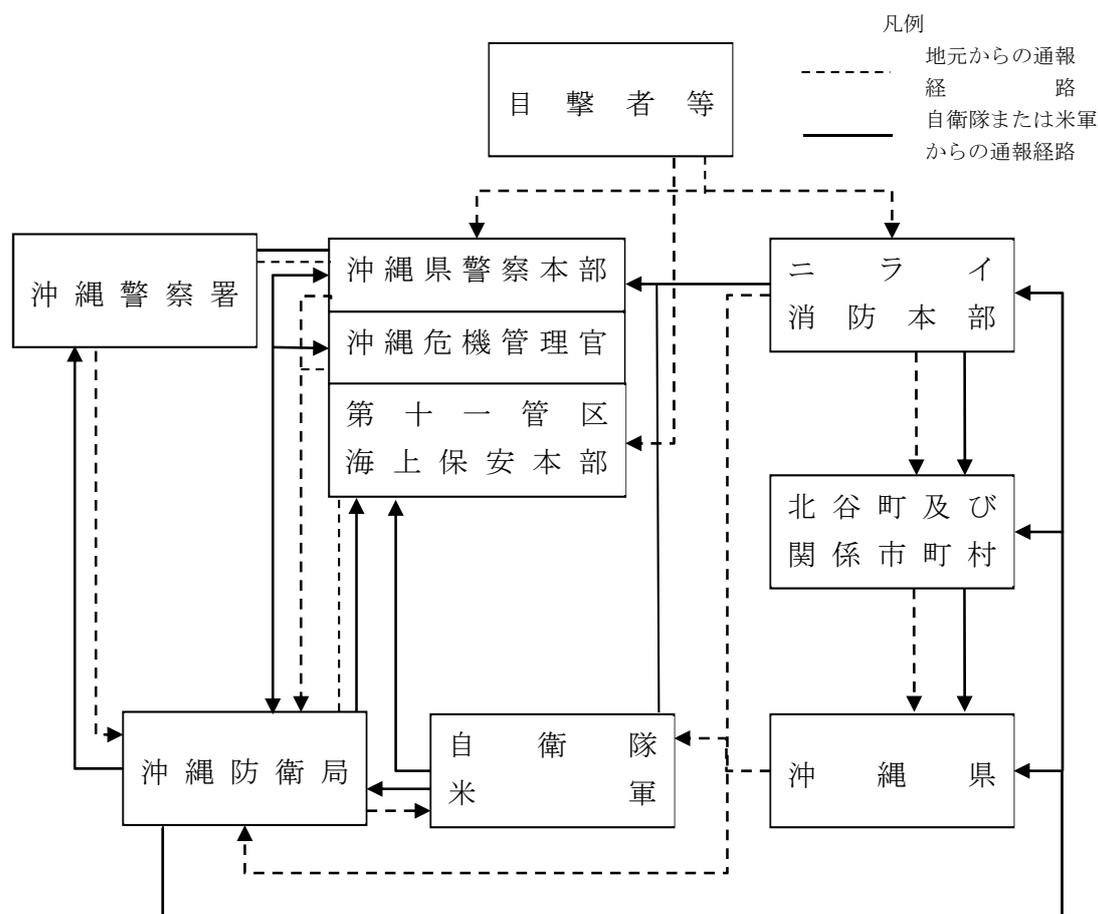
町周辺への航空機からの落下物による事故等であって、町内に直接の被害がない事故等については、基地・安全対策班が情報収集活動を行う。

3 情報連絡体制

(1) 事故の際の連絡経路

米軍又は自衛隊の航空機事故等による場合の通報経路は以下のとおりである。

《米軍・自衛隊航空機事故等に係る通報経路図》



4 災害対策本部応急対策活動（各関係課）

(1) 対応活動

ア 町職員を沖縄防衛局又は米軍及び自衛隊の航空機事故にかかる緊急措置要領による現場連絡所に派遣して情報収集にあたる。また、必要に応じて関係機関からの情報収集にあたる。

イ その他の活動

(ア) マスコミ対応

(イ) 現地確認と可能な限りの写真撮影

(ウ) 沖縄県との緊密な連絡

(エ) テレビ報道の録画及び新聞等の切り抜きなど、事故等に関する記録

ウ 町周辺に航空機からの落下物による事故等があった場合は、基地・安全対策班が関係機関からの情報収集にあたる。

(2) 住民対応活動

ア 必要に応じ、住民に対する広報活動を実施する。

イ 町内に航空機が墜落した場合には、必要に応じ災害現場から安全な距離を置いた場所に速やかに指定避難所を開設する。

ウ 被害の拡大により町内の指定避難所だけでは対応できない場合には、近隣市町村に住民の一時避難のための施設の提供を求める。

エ 町は、住民に対する避難指示等を発令した場合には、第2編・第1章「第8節 避難計画」に準じた方法により住民の避難誘導にあたる。

(3) ライフライン関係機関との連絡

ライフライン関係の各機関と災害の状況、復旧の状況等相互に密接な情報連絡を取り、町民生活の早期の復興に努める。

(4) 消防団活動

航空機の墜落により町内に住宅火災等が発生した場合には、消火救助活動にあたるとともに消防署隊の後方支援にあたる。

【資料編】16-3 日本国内における合衆国軍隊の使用する施設・区域外での
合衆国軍用航空機事故に関するガイドライン

第39節 道路事故災害応急対策計画

項目	初動	応急	復旧	担当	
				主管部署	関係機関
第1 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保		○		建設経済対策部(土木班)	沖縄総合事務局、県、沖縄警察署等
第2 応急活動及び活動体制の確立		○		建設経済対策部(土木班)	沖縄総合事務局、県、沖縄警察署等
第3 救助・応急、医療及び消火活動		○		建設経済対策部(土木班)、消防対策部(消防班)	沖縄総合事務局、県、沖縄警察署等
第4 道路、橋梁等の応急措置		○		建設経済対策部(土木班)	沖縄総合事務局、県、沖縄警察署等
第5 その他		○		建設経済対策部(土木班)	沖縄総合事務局、県、沖縄警察署等

第1 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

多重衝突や道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、町は、速やかに関係機関に事故の発生を連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。

町は、人的被害の状況を収集し、県へ連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性を連絡する。

第2 応急活動及び活動体制の確立

町は、発生後、本章「第1節 組織・動員計画」に定めるところにより、速やかに応急活動体制を確立するとともに、災害拡大防止のため必要な措置を講ずる。

第3 救助・応急、医療及び消火活動

町は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、関係機関に応援を要請する。

救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとするが、町は、必要に応じ民間からの協力等により、必要な資材を確保して効率的な活動を行う。

第4 道路、橋梁等の応急措置

町は、所管する道路、橋梁、トンネル等に被害が生じた場合は、緊急輸送の確保に必要な道路等から優先的にその被害状況に応じて、障害物の除去、路面及び橋梁段差の修正、排土作業、盛土作業、仮舗装作業及び仮橋の設置等の応急工事により、一応の交通の確保を図る。

町は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所有する者に直ちに応急措置を講ずるよう通報する。

町は、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設についても点検を行う。

第5 その他

1 災害復旧への備え

町は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

2 再発防止対策

町は、原因究明のための調査を行い、その結果を踏まえて再発防止対策を実施する。

第2章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設災害復旧計画

項目	主管部署
第1 災害復旧事業計画作成の基本方針	各関係部
第2 災害復旧事業計画	各関係部
第3 町及び県における措置	総務部（基地・安全対策課、企画財政課）／各関係部

被災した施設及び本町がおかれている災害に対する各種の特性と原因を検討し、第2編・第2章「第1節 公共施設災害復旧計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第2節 被災者生活への支援計画

項目	主管部署
第1 災害相談	住民福祉部（住民課）、各関係課
第2 罹災証明書等の発行	総務部（基地・安全対策課）
第3 住宅の復旧	建設経済部（都市計画課）
第4 生業資金の貸付	住民福祉部（福祉課、子ども家庭課）
第5 被災世帯に対する住宅融資	住民福祉部（福祉課、子ども家庭課）
第6 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給	住民福祉部（福祉課）
第7 災害義援物資、義援金の募集及び配分	住民福祉部（福祉課）
第8 租税の徴収猶予及び減免等	総務部（税務課）
第9 職業のあっせん	建設経済部（経済振興課）
第10 被災者生活再建支援	総務部（基地・安全対策課）／住民福祉部（福祉課）
第11 地震保険や共済制度の活用	総務部（基地・安全対策課）

被災者の災害相談、住宅復旧、融資、見舞金等の支給、税の減免、職業あっせん等は、第2編・第2章「第2節 被災者生活への支援計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第3節 中小企業者等への支援計画

項 目	主管部署
第1 農業者への融資対策	建設経済部（経済振興課）
第2 林業者への融資対策	建設経済部（経済振興課）
第3 漁業者への融資対策	建設経済部（経済振興課）
第4 中小企業者への融資対策	建設経済部（経済振興課）

災害時の被災農林漁業者、被災中小企業者に対する融資対策は、第2編・第2章「第3節 中小企業者等への支援計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

特に、台風被害では、さとうきび、葉タバコ等の農作物被害が顕著になりやすいことを踏まえて復旧を促進する。

第4節 復興の基本方針等

項 目	主管部署
第1 復興計画の作成	総務部（基地・安全対策課、企画財政課）／ 建設経済部（都市計画課）／各関係部
第2 がれき処理	住民福祉部（保健衛生課）／各関係部
第3 防災まちづくり	総務部（基地・安全対策課、企画財政課）／ 建設経済部（都市計画課）／各関係部
第4 特定大規模災害時の復興方針等	総務部（基地・安全対策課、企画財政課）／ 建設経済部（都市計画課）／各関係部

復興計画やまちづくりは、第2編・第2章「第4節 復興の基本方針等」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。